

# 国立市再犯防止推進計画

(2025 (令和7) 年度～2028 (令和10) 年度)



2025 (令和7) 年4月

国立市



## 国立市再犯防止推進計画の策定にあたって

国立市民の皆様、並びに関係者の皆様におかれましては、日頃より本市の再犯防止及び更生保護の取組みに対し、深いご理解と多大なるご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

本市は、まちづくりの基本理念に「人間を大切にする」を掲げ、すべての人が互いの多様性を認め合い、尊重し、いきいきと安心して暮らせる「ソーシャル・インクルージョン」の実現を目指してまいりました。しかしながら自治体行政の中で、「更生保護」はこれまで遠い存在となっており、地域の皆様にとっても再犯防止の取組がご自身に関係あるものだと実感されている方はそう多くないのではないのでしょうか。



近年、全国的に刑法犯の認知件数は減少傾向にあるものの、再犯率は依然として高い水準で推移しており、安全で安心な社会を築く上で、再犯防止は喫緊の課題です。罪を犯した方々が、その過ちを真摯に反省し、再び社会の一員として責任ある生活を営むためには、本人の強い意志はもとより、地域社会の理解と息の長い支援が不可欠です。罪を犯した方々が社会から孤立することなく、円滑に社会復帰を果たすことは、新たな犯罪被害者を生み出さないという観点からも極めて重要な取り組みであり、地域づくりを担う自治体としても大きな責務があります。

この「国立市再犯防止推進計画」は、このような認識のもと、国の「再犯防止推進計画」及び東京都の計画を勘案し、本市の実情に応じて策定いたしました。計画では、就労・住居の確保支援、保健医療・福祉サービスの利用促進、学校等と連携した非行防止、そして何よりも大切な孤独・孤立の解消に向けた取組みなどを柱としております。これらの施策を、関係機関、民間団体、そして市民の皆様と緊密に連携し、一体となって推進することで、「誰一人取り残さない」、温かく包容力のある地域社会の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にご協力いただきました関係者の皆様、日夜対象者と向き合い更生へ導いている保護司を始めとする更生保護ボランティアの皆様、並びに貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に改めて深く感謝申し上げますとともに、本計画の推進に対する皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2025(令和7年)4月

国立市長 濱崎真也

# 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1-1 計画策定の趣旨.....	1
1-2 計画策定の背景.....	2
(1) 国の取組.....	3
(2) 東京都の取組.....	4
(3) 国における犯罪発生に関する現状.....	4
①全国における刑法犯検挙件数と再犯者数の推移.....	4
②出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率.....	5
(4) 立川警察署管内における犯罪発生に関する現状.....	7
①刑法犯検挙者数と再犯者率の推移.....	7
②年齢別検挙人員の状況.....	7
③罪種別検挙者数及び再犯率の状況.....	8
④犯行時における有職・無職の状況.....	8
(5) 国立市における犯罪発生に関する現状.....	9
①市内犯罪認知件数の推移.....	9
(6) 国立市における再犯防止に関する現状.....	10
①保護観察者・終了者数・終了時の無職率の推移.....	10
②保護司数及び保護司充足率.....	10
③協力雇用主.....	11
(7) 再犯防止の推進に関する保護司アンケートの概要.....	11
(8) 持続可能な保護司制度の見直しに向けた報告書.....	13
1-3 計画の位置付け.....	14
1-4 計画の期間.....	15
1-5 持続可能な開発目標（SDGs）.....	16
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>18</b>
2-1 計画の理念.....	18
2-2 施策の方針.....	18

### 第3章 施策の展開..... 19

3-1	安全・安心なまちづくりの推進.....	19
	(1) 防犯意識向上の促進.....	19
	(2) 防犯体制づくりの促進.....	20
	(3) 消費者の相談機会の拡大と相談体制の充実.....	21
3-2	就労・住居の確保支援の充実.....	22
	(1) 就労の支援.....	22
	(2) 住居確保の支援.....	23
3-3	保健医療・福祉サービス利用の促進.....	25
	(1) 総合的な相談体制の充実.....	25
	(2) 生活困窮者への支援.....	27
	(3) 薬物乱用防止や薬物依存を有する人等への支援.....	28
3-4	学校等と連携した非行防止.....	29
	(1) 犯罪・非行防止等のための相談支援や指導.....	29
	(2) 就学・学習支援の推進.....	29
	(3) 青少年の健全育成のための取組.....	31
3-5	孤独・孤立の解消.....	32
	(1) 多様な資源を活用した居場所づくりの推進.....	32
3-6	社会的包摂の推進のための広報・啓発活動.....	34
	(1) 社会を明るくする運動.....	34
	(2) 人権を尊重し多様性を認め合うまちづくり.....	34
3-7	再犯防止のための連携体制の推進.....	35
	(1) 民間協力者の活動促進.....	35
	(2) 関係機関との連携の推進.....	36
	(3) 庁内職員への研修.....	37

### 第4章 計画の推進体制..... 38

4-1	計画の周知・啓発.....	38
4-2	計画の進捗管理.....	38
4-3	地域・関係団体・関係機関等との連携.....	38

<b>コラム（順不同）</b> .....	<b>39</b>
1 東京保護観察所立川支部.....	39
2 府中刑務所.....	40
3 くにたち安立.....	41
4 北多摩西地区保護司会国立分区.....	43
～ある保護観察対象者の話～ .....	44
5 北多摩西地区更生保護女性会国立分区.....	47
6 社会を明るくする運動.....	49
社会を明るくする運動の活動紹介.....	50
(1) 2021（令和3）年度 最優秀賞作品 .....	50
(2) 2022（令和4）年度 最優秀賞作品 .....	52
(3) 2023（令和5）年度 最優秀賞作品 .....	55
7 北多摩西BBS会.....	57
<b>資料編</b> .....	<b>60</b>
1 再犯防止推進法（概要） .....	60
2 第二次再犯防止推進計画（概要） .....	62
3 第二次東京都再犯防止推進計画（概要） .....	63
4 再犯防止の推進に関する保護司アンケート集計結果.....	64
5 策定経過.....	72
6 国立市再犯防止推進庁内連絡会 委員名簿.....	73
7 国立市再犯防止推進庁内連絡会設置要領.....	73
8 施策と担当課一覧.....	75

## 第1章 計画の概要

### 1-1 計画策定の趣旨

国立市は、すべての人たちの命・尊厳・生活を大切にし、互いに尊重し合い、いきいきと活動しやすい環境を作ることまちづくりの本旨とした「人間を大切にする」をまちづくりの基本理念として掲げています。また、すべての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合う「ソーシャル・インクルージョン」を基本とし、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を制定しました。

条例の前文には以下の文言があります。

「人権とは、全ての人生まれながらにして持つ固有の権利であり、誰もが自分らしく生きる権利を保障されている。人は誰もが一人一人異なる存在であることから、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、互いの多様性を認め合うことにより、個人の人権を尊重していかなければならない。そのような日常における相互理解と協力の中に、日々の平和な暮らしが生まれる。」

私たちの平和な日常を作るためには、相互理解と協力が不可欠です。それは、罪を犯してしまった方についても同様です。罪を犯してしまった方、薬物に依存してしまった方などの中には、様々な生きづらさや、家庭環境など社会復帰を妨げる課題、孤独孤立を抱えている方も少なくありません。「犯罪者」とされる人が、生まれながらにして愛着関係や家庭環境に課題を持つ方もいます。虐待やいじめ、搾取などといった被害的な経験をしている、といった例は珍しくありません。もちろん、そのような経験をしたからと言って、罪を犯したことを正当化はできませんが、それでもそのような方を排除せず、罪を犯してしまった方が再び犯罪に手を染めることを食い止め、地域で暮らしていくことができる土台を作るとは、新たな被害者を生まないといった視点も含めて、私たちの平和な日常にもつながっていきます。

本計画は、罪を犯してしまった方も含めた地域に暮らす全ての人々が、基本的人権を享有する個人として尊重され、私たち一人ひとりがかけがえのない存在であることを認め合い、地域社会の中で孤立することなく暮らしていくことを目指す計画です。

罪を犯した方が地域に居場所を見つけ地域であたりまえに生活できるよう、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い支援」を計画的に実施していきます。

## 1-2 計画策定の背景

日本の刑法犯<sup>1</sup>の認知件数<sup>2</sup>は、2003（平成15）年以降減少を続け、2021（令和3）年には戦後最小の568,104件となっています。一方で、刑法犯により検挙<sup>3</sup>された再犯者<sup>4</sup>数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率<sup>5</sup>）は上昇傾向にあり、2022（令和4）年には47.9%と刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

国ではこの状況に対応するため、議員立法で2016（平成28）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）を制定し、2017（平成29）年12月には、国としての「再犯防止推進計画」が策定されました。また、再犯防止推進法第8条第1項には、「都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）を定めるよう努めなければならない。」と規定されています。

これまで、地域の福祉を担う地方自治体と、刑事司法・矯正<sup>6</sup>・更生保護<sup>7</sup>等とは必ずしも密接な関係ではありませんでした。これは、法務サイドと福祉サイドの間で、受刑者等に関する情報提供・連携がなかったためです。高齢者やしょうがいしゃ等、地域で暮らしていくために福祉の支援を必要とする方であっても、出所・退所するという情報そのものが地方自治体には十分に提供されず、適切な福祉につながらなかった結果、出所してすぐに罪を犯し、また刑務所に戻る「累犯高齢者・累犯しょうがいしゃ」を生む原因となってきた、と指摘されています。市として、様々な機関・団体と連携し、福祉のサービスを必要とする方を、適切に支援につないでいく体制を整える必要があります。

<sup>1</sup> 刑法犯：凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の刑法犯のこと。

<sup>2</sup> 認知件数：警察が発生を認知した事件の数のこと。

<sup>3</sup> 検挙：捜査機関が刑事事件における犯人を明らかにすることが出来たこと、さらに犯人として認知できたことをいう。

<sup>4</sup> 再犯者：刑法犯により検挙されたもののうち、前に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された人のこと。

<sup>5</sup> 再犯者率：検挙者に占める再犯者数の割合のこと。

<sup>6</sup> 矯正：刑務所・少年院などに収容されている人たちの改善更生のための処遇を行うこと。

<sup>7</sup> 更生保護：犯罪をした者や非行少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動のこと。

## (1) 国の取組

国では、2003（平成15）年12月に「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」2016（平成28）年12月に「再犯防止推進法」が制定され、2017（平成29）年12月には、国としての「再犯防止推進計画」が策定されました。2023（令和5）年3月には、第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図るため、第二次再犯防止推進計画が閣議決定されています。国計画では、5つの基本方針と7つの重点課題を定め、取組を進めることとしました。

### 《5つの基本方針》

- ①犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ②犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的な苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

### 《7つの重点課題》

- ①就労・住居の確保等 ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤民間協力者の活動の促進等 ⑥地域における包摂の推進
- ⑦再犯防止に向けた基盤の整備等

## (2) 東京都の取組

東京都は、国の再犯防止推進計画で掲げられた5つの基本方針を踏まえ、6つの重点課題を定めた、第二次東京都再犯防止推進計画を2024（令和6）年3月に制定し、取組を進めています。

《6つの重点課題》

- ①就労・住居の確保等 ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③非行の防止・学校等と連携した修学支援等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ⑤民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑥再犯防止のための連携体制の強化等

## (3) 国における犯罪発生に関する現状

### ①全国における刑法犯検挙件数と再犯者数の推移

全国における刑法犯検挙者数は、2004（平成16）年をピークに減少傾向にあります。再犯者数についても2007（平成19）年以降毎年減少していますが、初犯者数に比べると減少傾向が緩やかなため、再犯者率は増加傾向にあり、2022（令和4）年には、約半数の47.9%に達しています。

(平成15年～令和4年)

年次	刑法犯検挙者数	刑法犯再犯者数	
		刑法犯再犯者数	刑法犯再犯者率
平成15年	379,602	135,295	35.6
16	389,027	138,997	35.7
17	386,955	143,545	37.1
18	384,250	149,164	38.8
19	365,577	145,052	39.7
20	339,752	140,939	41.5
21	332,888	140,431	42.2
22	322,620	137,614	42.7
23	305,631	133,724	43.8
24	287,021	130,077	45.3
25	262,486	122,638	46.7
26	251,115	118,381	47.1
27	239,355	114,944	48.0
28	226,376	110,306	48.7
29	215,003	104,774	48.7
30	206,094	100,601	48.8
令和元年	192,607	93,967	48.8
2	182,582	89,667	49.1
3	175,041	85,032	48.6
4	169,409	81,183	47.9

注 1 警察庁・犯罪統計による。

2 「刑法犯再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「刑法犯再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める刑法犯再犯者数の割合をいう。

(出典:再犯防止推進白書)

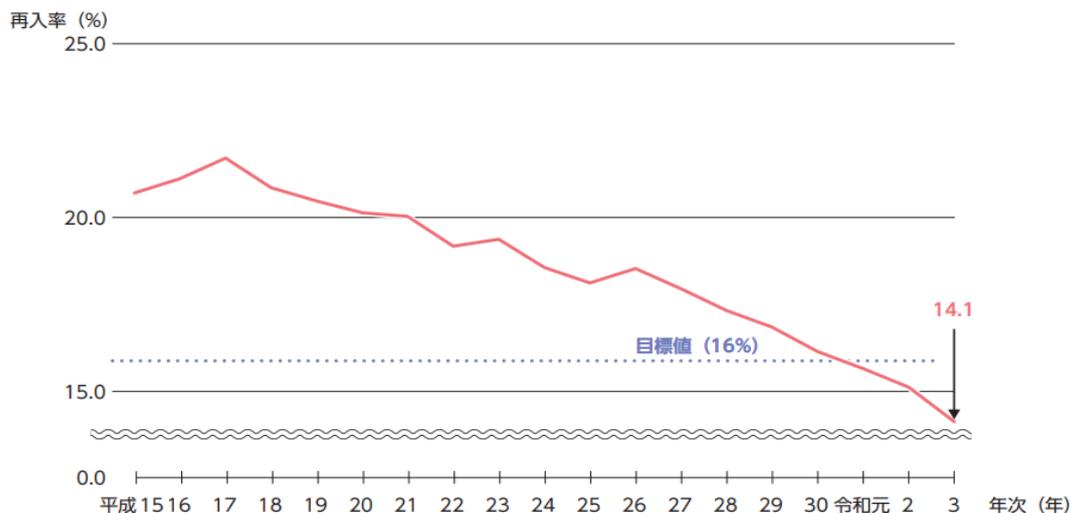
## ② 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率

出所受刑者の2年以内再入者数<sup>8</sup>は、2008（平成20）年以降毎年減少しており、2021（令和3）年出所者では2,515人と、最も多かった2005（平成17）年（6,519人）と比べて、2分の1以下となっています。再入者率も14.1%となっており、最も多かった年に比べて、7.6ポイント減少しています。

（平成15年～令和3年）

年次 (出所年)	出所受刑者数	出所受刑者		2年以内再入者数	再入者	
		うち満期釈放等出所受刑者	うち仮釈放出所受刑者		うち満期釈放等出所受刑者	うち仮釈放出所受刑者
平成15年	28,170	12,386	15,784	5,835 (20.7)	3,903 (31.5)	1,932 (12.2)
16	29,526	12,836	16,690	6,236 (21.1)	4,155 (32.4)	2,081 (12.5)
17	30,025	13,605	16,420	6,519 (21.7)	4,434 (32.6)	2,085 (12.7)
18	30,584	14,503	16,081	6,380 (20.9)	4,536 (31.3)	1,844 (11.5)
19	31,297	15,465	15,832	6,409 (20.5)	4,661 (30.1)	1,748 (11.0)
20	31,632	15,792	15,840	6,372 (20.1)	4,687 (29.7)	1,685 (10.6)
21	30,178	15,324	14,854	6,044 (20.0)	4,424 (28.9)	1,620 (10.9)
22	29,446	14,975	14,471	5,649 (19.2)	4,140 (27.6)	1,509 (10.4)
23	28,558	13,938	14,620	5,533 (19.4)	3,944 (28.3)	1,589 (10.9)
24	27,463	12,763	14,700	5,100 (18.6)	3,487 (27.3)	1,613 (11.0)
25	26,510	11,887	14,623	4,804 (18.1)	3,173 (26.7)	1,631 (11.2)
26	24,651	10,726	13,925	4,569 (18.5)	2,928 (27.3)	1,641 (11.8)
27	23,523	9,953	13,570	4,225 (18.0)	2,709 (27.2)	1,516 (11.2)
28	22,909	9,649	13,260	3,971 (17.3)	2,470 (25.6)	1,501 (11.3)
29	21,998	9,238	12,760	3,712 (16.9)	2,348 (25.4)	1,364 (10.7)
30	21,032	8,733	12,299	3,396 (16.1)	2,114 (24.2)	1,282 (10.4)
令和元年	19,953	8,313	11,640	3,125 (15.7)	1,936 (23.3)	1,189 (10.2)
2	18,923	7,728	11,195	2,863 (15.1)	1,749 (22.6)	1,114 (10.0)
3	17,793	6,963	10,830	2,515 (14.1)	1,504 (21.6)	1,011 (9.3)

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。  
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。  
 なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。  
 3 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。  
 4 ( ) 内は、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。



（出典：再犯防止推進白書）

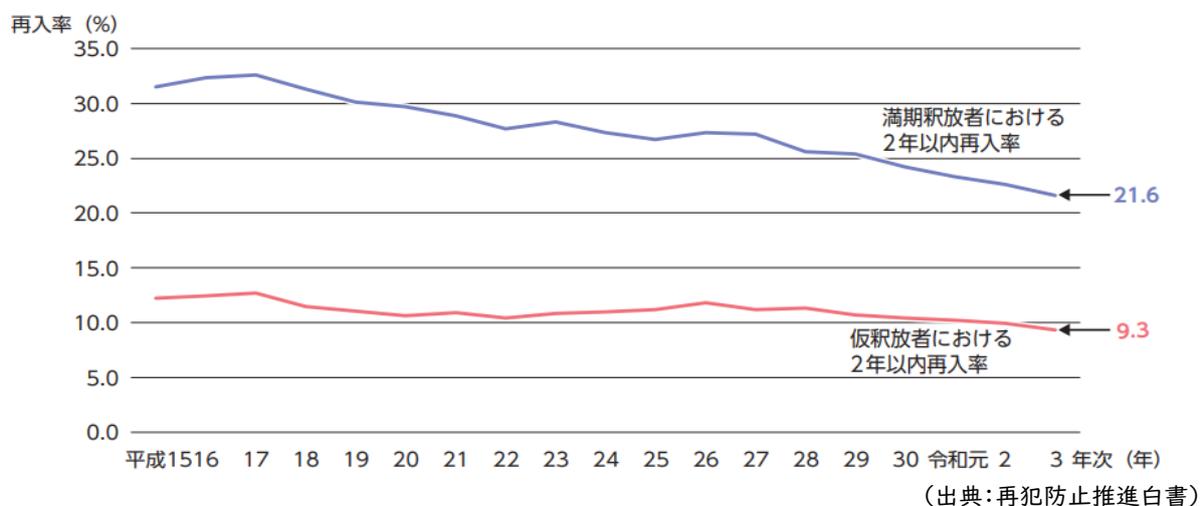
<sup>8</sup> 再入者数：再び矯正施設に入る人数のこと。

一方で、仮釈放<sup>9</sup>者と満期釈放<sup>10</sup>者の2年以内再入率を比較すると、2021（令和3）年において12.3ポイント、2倍以上の開きがあります。

仮釈放が認められるためには、前提として出所後の帰住予定地<sup>11</sup>が確保されていることが求められます。

帰住予定地が確保できない方は満期釈放となり、保護観察<sup>12</sup>を受けずに社会に出ることとなるため、適切な支援を受けることができず、再入率が高くなっていると考えられています。

適切な帰住先を確保できない方でも、就労や住居、適切な福祉サービスの支援を受けられる体制を構築することが必要です。



<sup>9</sup> 仮釈放：「改悛（かいしゅん）の状」があり、改善更生が期待できる懲役刑または禁錮刑の受刑者を刑期満了前に釈放し、仮釈放の機関（残刑期間）が満了するまでは保護観察に付すことにより、再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的とするもの。

<sup>10</sup> 満期釈放：仮釈放にならず、刑期を満了して解放されること。

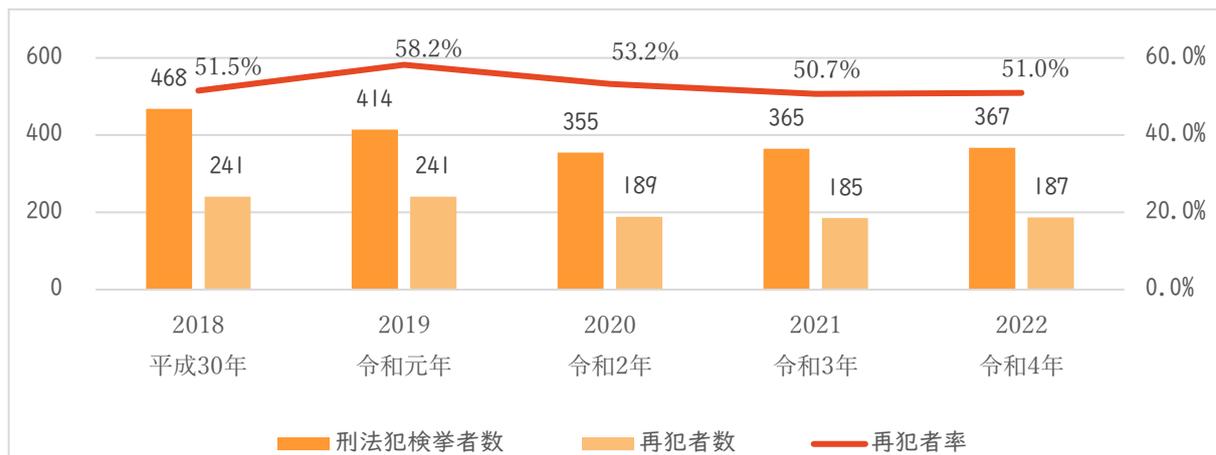
<sup>11</sup> 帰住予定地：出所後に居住することとなる住居のこと。

<sup>12</sup> 保護観察：犯罪をした者または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。

## (4) 立川警察署管内における犯罪発生に関する現状

### ① 刑法犯検挙者数と再犯者率の推移

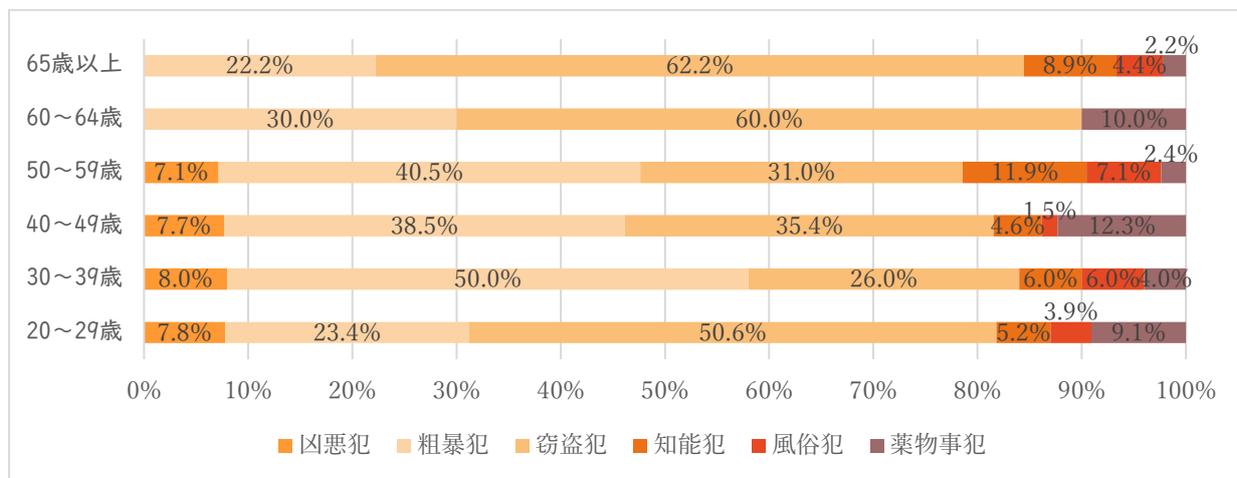
国立市を所轄とする立川警察署管内の刑法犯及び薬物事犯検挙者数は、総数・再犯者数ともに減少傾向にあります。ここ3年は横ばいとなっています。再犯者率は横ばいで、概ね50%強で推移しています。



(法務省矯正局提供データ(少年を除く)を基に福祉総務課にて作成)

### ② 年齢別検挙人員の状況

2022(令和4)年の立川警察署管内の刑法犯及び薬物事犯の年代別・罪種別の状況は、若年層及び60歳以上において窃盗犯が半数以上を占めています。また、各年代において粗暴犯<sup>13</sup>も一定程度を占めているとともに、薬物事犯も少なからず検挙されていることが分かります。

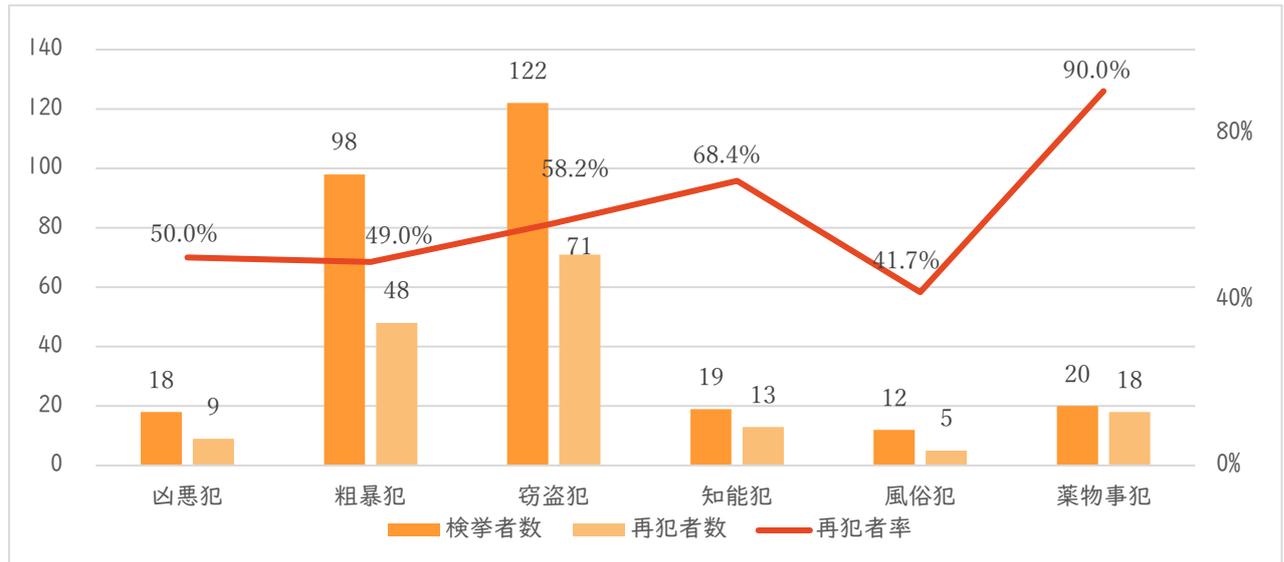


(法務省矯正局提供データ(少年を除く)を基に福祉総務課にて作成)

<sup>13</sup> 粗暴犯：刑法犯のうち、凶器準備集合・暴行・傷害・脅迫・恐喝の罪のこと。

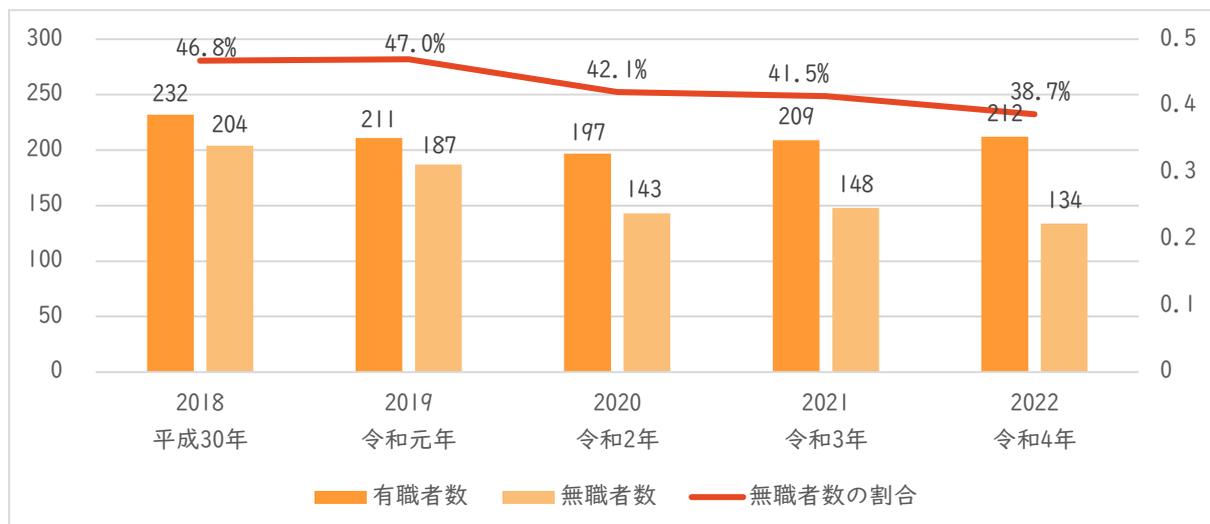
### ③ 罪種別検挙者数及び再犯率の状況

2022（令和4）年の立川警察署管内の刑法犯及び薬物事犯の罪種別検挙者数、再犯者数及び再犯率を見ると、検挙者数は窃盗犯、次いで粗暴犯が多いですが、再犯者率は薬物事犯や知能犯<sup>14</sup>、窃盗犯が高く5割を超えています。



### ④ 犯行時における有職・無職の状況

立川警察署管内の刑法犯及び薬物事犯の犯行時における無職者の割合は減少傾向にあり、2022（令和4）年は38.7%と2018（平成30）年比で8.1ポイント減少しました。



（法務省矯正局提供データ(少年を除く)を基に福祉総務課にて作成）

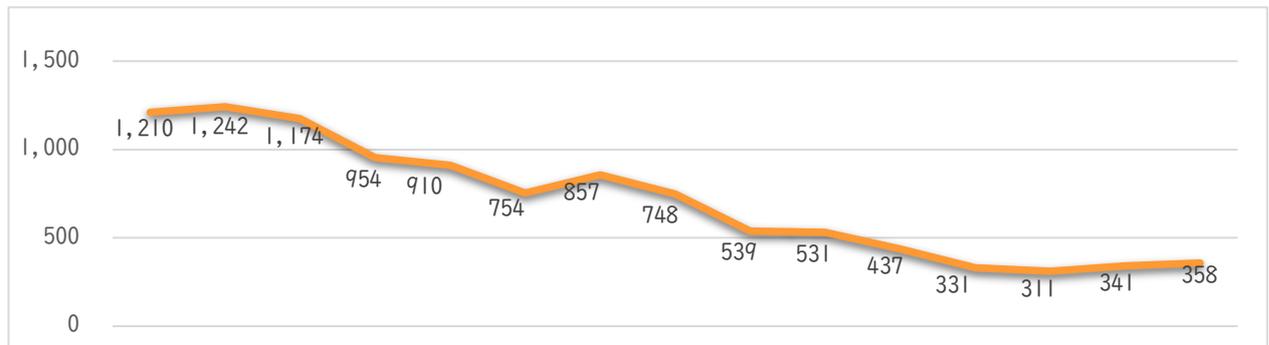
<sup>14</sup> 知能犯：刑法犯のうち、詐欺・横領・偽造・汚職・背任などの罪のこと。

## (5) 国立市における犯罪発生に関する現状

### ① 市内犯罪認知件数の推移

国立市内における犯罪認知件数は減少傾向にあり、2023（令和5）年においては358件と、2009（平成21）年（1,210件）と比較し3分の1以下の水準となっています。

内訳をみると、非侵入窃盗（246件）が最も多く、全体の約7割を占めています。非侵入窃盗の内訳は、特に自転車盗（155件）が大半を占めており、次いで万引き（31件）となっています。



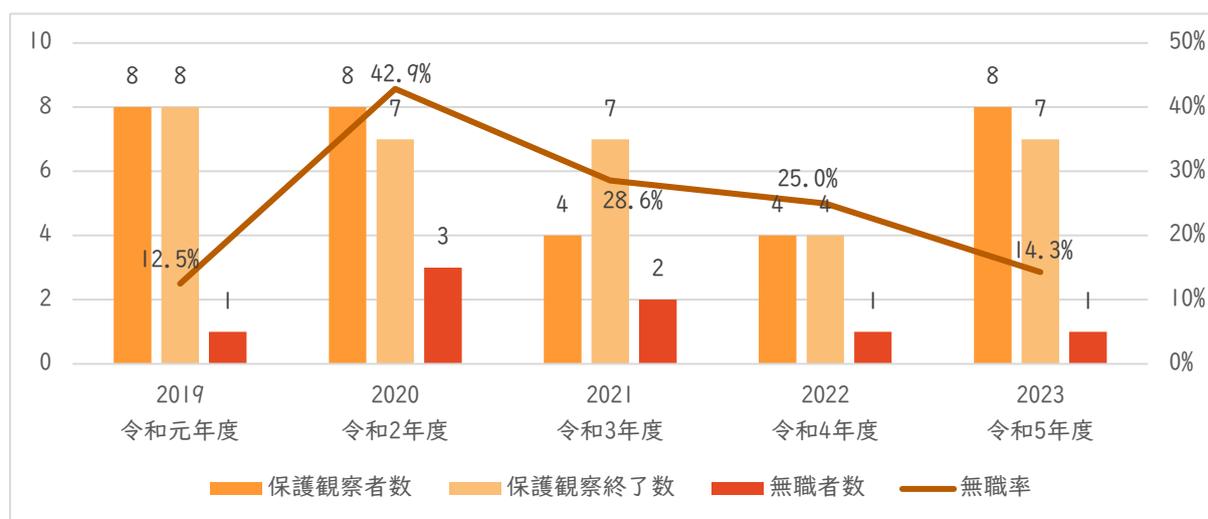
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総計	1,210	1,242	1,174	954	910	754	857	748	539	531	437	331	311	341	358
凶悪犯	4	3	8	8	5	2	6	3	2	4	1	2	1	8	2
粗暴犯	12	21	36	26	14	24	17	25	14	28	26	12	21	11	17
侵入窃盗	75	81	49	54	60	34	37	62	35	17	19	17	20	22	15
非侵入窃盗	916	910	893	685	651	532	610	510	382	376	296	223	207	233	246
知能犯	22	37	21	29	28	31	30	29	25	40	29	23	18	28	24
その他	181	190	167	152	152	131	157	119	81	66	66	54	44	39	54

（警視庁犯罪統計を基に福祉総務課にて作成）

## (6) 国立市における再犯防止に関する現状

### ① 保護観察者・終了者数・終了時の無職率の推移

国立市内における保護観察者数は他市に比べて少ない状況であり、ここ数年一桁で推移しています。保護観察終了時における無職率については、総数が少ない分ばらつきがありますが、5年平均で24.2%となっています。この数字は、概ね全国平均(24.0%)と同等程度となっています。



(法務省矯正局提供データ(少年を除く)を基に福祉総務課にて作成)

### ② 保護司数及び保護司充足率

全国的に保護司<sup>15</sup>数及び保護司充足率は、ここ数年減少傾向にあり、2023(令和5)年1月1日現在では、保護司数は46,956人、充足率は89.4%(全国の定数:52,500人)、東京都では2023(令和5)年1月1日現在、保護司数は3,343人、充足率は76.4%(東京都の定数:4,375人)となっています。国立市は他市に比べて保護司の充足率は非常に高く、9割を超える値で推移しています。

区分	2019 令和元年	2020 令和2年	2021 令和3年	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年
保護司数	24名	24名	25名	26名	25名	25名
充足率	92.3%	92.3%	96.2%	100%	96.2%	96.2%

<sup>15</sup> 保護司：犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアのこと。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、“社会を明るくする運動”をはじめとする犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。

---

### ③協力雇用主<sup>16</sup>

国立市内には、2024（令和6）年時点で6社の協力雇用主が登録いただいています。2019（令和元）年度から2024（令和6）年度の実績として、2社の協力雇用主の方が、延べ5名の方を雇用いただいています。

---

## （7）再犯防止の推進に関する保護司アンケートの概要

---

### ①アンケートの目的

本計画を策定するにあたり、日頃から更生保護活動に取り組まれている保護司の皆様の意見を聞き、犯罪や非行をした人が立ち直るために必要な支援や更生保護の実態等を把握することで、計画策定及び今後の施策の参考とするためにアンケートを実施しました。

---

### ②アンケートの項目

- 問1 年齢を教えてください。
- 問2 現在のご職業を教えてください。
- 問3 保護司としての活動年数を教えてください。
- 問4 保護司となられたきっかけは何ですか。
- 問5 これまでに何件くらいの保護観察事件を担当したか教えてください。
- 問6 保護観察対象者との面接で最も多く利用する場所を教えてください。
- 問7 保護観察対象者との面接は、どの時間帯に行うことが多いですか。
- 問8 犯罪や非行をした人が抱えている悩みは何ですか。
- 問9 犯罪や非行をした人が再犯に至ってしまう一番の理由は何だと思われませんか。
- 問10 保護観察対象者との面談において、困難を感じることは何ですか。
- 問11 犯罪や非行をした人が再犯に至らないためにはどのような支援が必要だと思いませんか。
- 問12 これまで担当された保護観察対象者を対象に、複数の課題（生活困窮、障害、要介護、引きこもり、虐待等）が重なり、支援が非常に難しかった事例はありますか。
- 問12-2 上記対象者を市の福祉窓口に繋げた事例はありますか。無い場合はその理由を教えてください。
- 問13 普段の活動の中で、相談したり協力を求めたりしておられるところはありますか。

---

<sup>16</sup> 協力雇用主：犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主のこと。

- 問 14 今後の活動の中で、相談や協力を求めたり、連携が必要であると思われるところはありますか。
- 問 15 保護司活動に関して、市に対する要望等がありましたら、記述をお願いします。
- 問 16 再犯防止に関してご意見がありましたら、記述をお願いします。

---

### ③ アンケートの対象者

北多摩西地区保護司会国立分区所属の保護司 24 名

---

### ④ アンケート回答状況

ア 回答者数

20 人

イ 回答率

83.33% (20/24)

ウ 回答集計、結果

資料編「再犯防止の推進に関する保護司アンケート集計結果」(64 ページ)に掲載

---

### ⑤ アンケート結果の概要

- 犯罪や非行をした人が抱えている悩みや再犯に至らないための支援等について、就労に関する回答が最も多く、犯罪や非行をした人の社会復帰や再犯防止には、特に就労支援が重要であると感じていることが分かります。また、次いで市、保護観察所、刑務所、民間団体等において再犯防止の支援を考えるネットワークづくりが必要である、との意見が多く、情報の共有や共に支援を考える体制づくりが求められていることが分かります。
- 保護司の連携先としては、他の現役保護司や保護観察所、協力雇用主など更生保護関係者が多かったようですが、今後の連携先として市役所や保健所、ハローワークなど従来あまり更生保護と関係が深くなかった関係機関との連携を求める声が多くあり、再犯防止のネットワークを拡げる必要があると思われます。
- また、自由意見では「市の再犯防止に関する考え方をもっと積極的に発信すべき」「複数の課題が絡み合っている場合、市が積極的に支援機関につなげてほしい」「面接場所に苦勞するので、市役所等公的施設を面談場所として確保してほしい」といった、市として更生保護活動にもっと関与してほしいといったご意見が複数ありました。

## (8) 持続可能な保護司制度の見直しに向けた報告書

法務省では、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官<sup>17</sup>との協働態勢の強化等について2023（令和5）年5月より検討・試行を行い、報告書を作成しました。報告書では以下の5つの課題を挙げ、それぞれにおいて今後講じていく施策を提案しています。

### 課題1 推薦・委嘱の手順、年齢条件

- ①公募の取組の試行 ②委嘱時上限年齢を撤廃 ③任期の見直し
- ④国際化への更なる対応

### 課題2 職務内容の在り方、保護観察官との協働体制の強化

- ①保護司活動の分担制はなじまない②デジタル技術を活用した保護司活動の負担軽減
- ③犯罪被害者等の心情等を十分に考慮した処遇の強化

### 課題3 待遇、活動環境

- ①報酬制はなじまない ②保護司実費弁償金の充実
- ③現役世代が保護司活動を長く継続できるようにするための環境整備
- ④国際的な情報発信の一層の推進

### 課題4 保護司の使命

- ①保護司法制等の見直しを検討
- ②保護司制度の在り方やその維持・発展のための方策等の検討

### 課題5 保護司の安全確保

- ①安心して保護司活動を継続するための取組の強化②保護司の家族への支援の充実
- ③面接場所・面接方法の選択肢の拡充 ④保護観察等の実施体制の強化

## 「忘れてはいけない犯罪被害者等の存在」

犯罪による被害は、身体への被害のみならず精神的な被害や経済的な被害、周りの理解不足や偏見、中傷や配慮に欠けた言動等などによる二次的な被害など、日常生活を営む上で深刻な状況を招きます。また、被害者の家族も同様に様々な被害の状況に置かれます。

こうした状況があることを市民一人ひとりが認識し、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むために、社会全体で支援していくことが大変重要です。

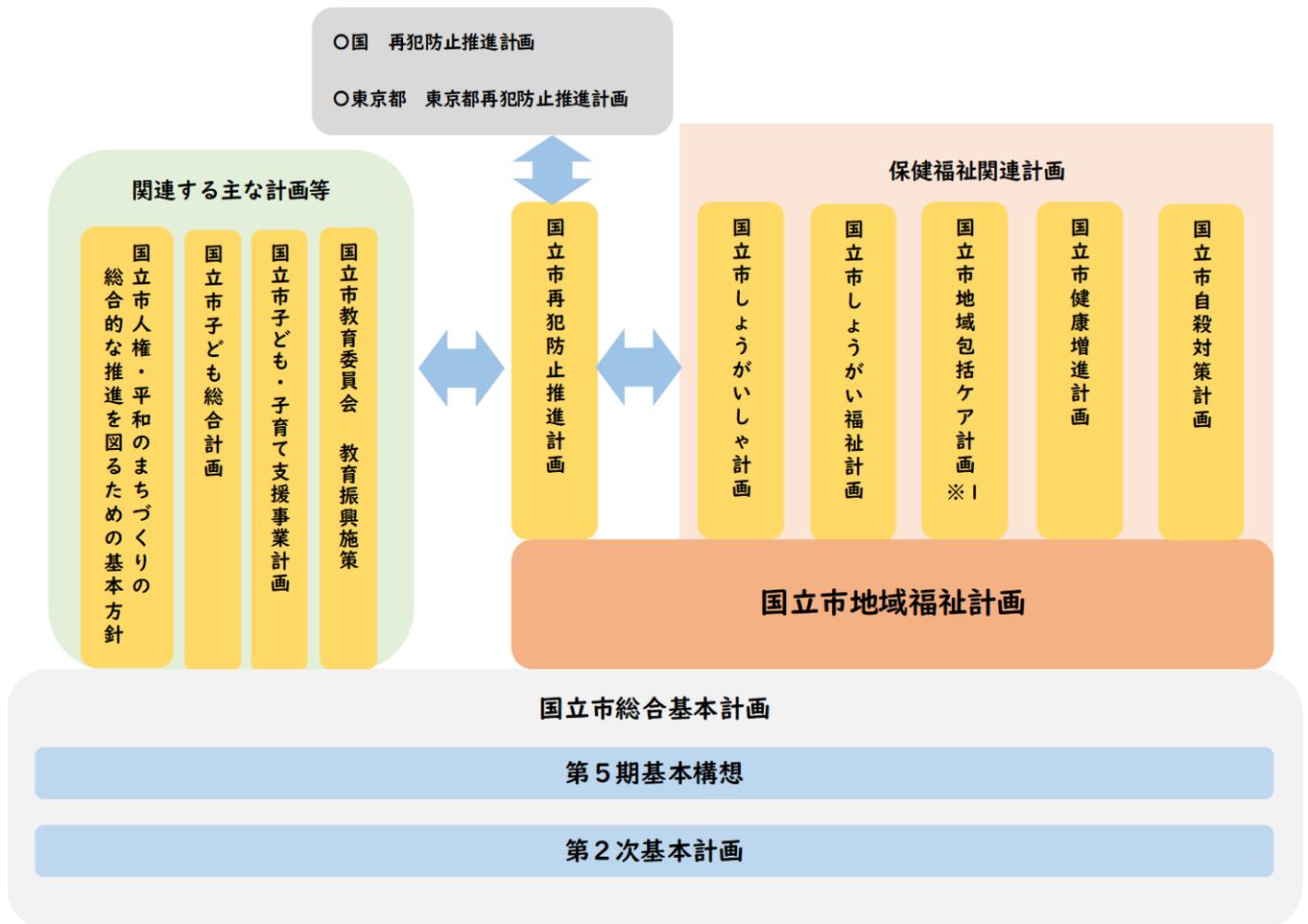
警察庁では、「犯罪被害者等基本法」のもと犯罪被害給付制度等様々な支援が行われており、東京都においても見舞金の支給や転居費用の助成、相談支援など様々な支援が行われています。本市では、犯罪被害者等に関する相談窓口を設置し、国や都、立川警察署等と連携し、犯罪被害者やそのご家族への支援を行っています。

<sup>17</sup> 保護観察官：心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護司と共同して、犯罪をした者や非行のある少年に対する保護観察や生活環境の調整を実施するほか、犯罪予防活動、更生保護における犯罪被害者等施策等に関する事務に従事する国家公務員のこと。

### 1-3 計画の位置付け

本計画は、国立市総合基本計画における基本理念や重点項目、基本施策を踏まえ、犯罪をした方等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることを支援するための計画であり、再犯防止推進法に規定する地方再犯防止推進計画です。

国立市総合基本計画を最上位計画とし、個別計画である「国立市地域福祉計画<sup>18</sup>」と整合を図るとともに、高齢、しょうがい、健康増進等、保健福祉に関する各個別計画等との連携を図ります。



※1 第8期国立市介護保険事業計画と第6次国立市高齢者保健福祉計画を一体として策定した計画

<sup>18</sup> 地域福祉計画：近年の地域福祉を取り巻く環境の変化や、身近な地域における新たな課題に対応していくことを目的に策定した計画のこと。

## 1-4 計画の期間

本計画の期間は、2025（令和7）年度から第三次地域福祉計画の終期である2028（令和10）年度までの4か年計画とします。なお、第二次再犯防止推進計画については、第四次地域福祉計画と一体の計画として策定を予定しています。

ただし、国の福祉施策の根本的な見直しや社会情勢に著しい変化が生じた場合は、関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行います。

	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
基本構想	第5期基本構想（2016年度～2027年度）				
	第2次基本計画（2020年度～2027年度）				
		第3次基本計画（2026年度～2029年度）			
再犯防止推進計画	第一次再犯防止推進計画（2025年度～2028年度）				第四次地域福祉計画と一体的に策定
地域福祉計画	第三次地域福祉計画（2023年度～2028年度）				
しょうがいしゃ計画	第三次しょうがいしゃ計画（2024年度～2029年度）				
しょうがい福祉計画	第7期		第8期		
高齢者保健福祉計画	介護保険事業計画と一体		介護保険事業計画と一体		
介護保険事業計画	第9期		第10期		
健康増進計画	第二次健康増進計画	第三次健康増進計画			
自殺対策計画	第一次自殺対策計画		第二次自殺対策計画		

## 1-5 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、2020（令和2）年からの10年間でSDGs達成に向けた「行動の10年<sup>19</sup>」としています。

国立市総合基本計画では、基本構想に掲げた9つの政策ごとにSDGsの17のゴールと関連づけ、施策の展開に取り組んでいます。

本計画においても、重点的な施策とSDGsのゴールとの関係性を踏まえ、施策を展開していきます。

### 【本計画に関係する主なもの】



<sup>19</sup> 行動の10年：持続可能な開発目標（SDGs）の達成を10年後に控えた2020（令和2）年1月から2030（令和12）年（目標年）の期間を指します。行動の10年は「Decade of Action」ともいわれ、貧困、ジェンダー、気候変動、資金不足といった世界の最重要課題すべてについての持続可能な解決策を、加速度的に実行することが求められています。

## 【持続可能な開発目標（SDGs）の詳細】

	1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
	8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	10 各国内及び各国間の不平等を是正する
	11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	12 持続可能な生産消費形態を確保する
	13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 2-1 計画の理念

#### だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる

国立市では、第一次地域福祉計画から第三次地域福祉計画まで継続して「だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる」を基本理念としてきました。また、2016（平成28）年4月1日施行の『国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例』を始め、2019（平成31）年4月1日には、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」が施行されるなど、「だれもがあたりまえに暮らすまち」を実現するための施策を継続して展開しています。

本計画についても、罪を犯してしまった方もそうでない方も、誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしい生き方を実現できるよう、行政を始め、地域住民、国立市社会福祉協議会、福祉関係者等、様々な活動主体が互いに協力し、支え合うことを通じて、「だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる」を基本理念とした計画を推進していきます。

### 2-2 施策の方針

再犯防止推進法、国と東京都の再犯防止に掲げる基本方針と重点課題を踏まえ、安全・安心に暮らせるまちづくりをさらに推進していくため、本市では、地域団体や関係機関との連携により次の施策を展開します。

国立市の重点的な施策

- ①安全・安心なまちづくりの推進
- ②就労・住居の確保支援の充実
- ③保健医療・福祉サービス利用の促進
- ④学校等と連携した非行防止
- ⑤孤独・孤立の解消
- ⑥社会的包摂の推進のための広報・啓発活動
- ⑦再犯防止のための連携体制の推進

## 第3章 施策の展開

### 3-1 安全・安心なまちづくりの推進

#### 【現状と課題】

国立市内における犯罪認知件数（警察において発生を認知した件数）は減少傾向にあり、2023（令和5）年においては358件と、2009（平成21）年（1,210件）と比較し3分の1以下の水準となっています。件数から見ると、治安は良くなっていると言えますが、自転車盗や万引き等、市民の安全・安心を脅かす犯罪が依然と発生している状況であることから、安全・安心なまちの実現のため、引き続き、各種防犯対策の強化が求められています。

#### （1）防犯意識向上の促進

事業・取組	内容	担当部署
子どもの見守り放送	防災行政無線を用いて小学校児童の下校時間に子どもたちの見守り呼びかけを行い、地域の皆さんに協力をお願いしています。	防災安全課
青色防犯パトロール	国立市防犯協会協力のもと、週に2回程度パトロールを実施します。パトロール中は詐欺被害防止のアナウンスを流します。	防災安全課
市職員による防犯パトロール	市民が犯罪被害に遭うことのないよう、防犯意識の向上及び犯罪の抑止を図ることを目的として、市内防犯・消費者啓発パトロールを実施します。	防災安全課
くにたちメール	携帯電話やパソコンの電子メール機能を活用して、特殊詐欺の被害防止、不審者出没情報を配信します。	防災安全課
国立市子ども基本条例	児童の権利に関する条約の精神に則り、子どもの主体的な権利が保障されるまちとなるために必要な理念等を規定した「国立市子ども基本条例」が令和6（2024）年11月に制定、令和7（2025）年4月1日に施行されます。 当該条例では、市や関係機関の役割として、いじめや犯罪に関わった子ども（加害者・被害者とも）に対し、当該児の背景等に留意しながら問題の解決に取り組んでいくことについて規定しています。 施行後においては、子どもをはじめ、全市民に向けて条例の普及・啓発に取り組んでいきます。	児童青少年課
子育てアプリ	主に子育て中の保護者を対象に、子育て関連の情報をスマートフォン向けアプリを通じて発信しま	児童青少年課

	す。近隣で起きた不審者情報など、犯罪に関する情報について、必要に応じてプッシュ通知型で発信します。	
保護者と学校の連絡ツール「すぐーる」	学校と保護者の連絡ツールにより、不審者情報等について適宜、家庭に情報提供します。	教育指導支援課
セーフティ教室	児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・地域住民の参加のもと、学校・家庭・地域社会の連携による非行防止・犯罪被害防止教育の推進を図るためセーフティ教室を実施します。実施に際しては、警察署などの関係機関等と協力して行います。	教育指導支援課

## (2) 防犯体制づくりの促進

事業・取組	内容	担当部署
高齢者見守りネットワーク事業	「高齢者地域見守りネットワーク推進会議」を開催し、参加団体にさりげない見守りの協力を依頼します。また、見守りの趣旨に賛同いただける団体、事業者と見守り協定を進めます。	地域包括支援センター
自動通話録音機の無償貸与	振り込め詐欺被害の防止に有効な自動通話録音機の無償貸与を実施します。	防災安全課
防犯灯の電気使用料補助	夜間における犯罪の防止と通行の安全を図ることを目的に、防犯灯を設置している自治会等を対象に電気使用料を補助しています。	防災安全課
立川・国立暴力団追放協議会への参画	市民が安心して生活するため、暴力団追放対策へ参画します。	防災安全課
国立市防犯協会への活動支援	国立市防犯協会を支援するための事務局として、地域の防犯活動が継続的に行えるよう支援します。	防災安全課
安心安全カメラの設置	犯罪の防止や予防効果を高めるとともに、犯罪及び事故発生時の事件解明等を目的として市内の公立小学校全校の通学路などに安心安全カメラを設置します。	防災安全課 各所管課
ピーポくんの家	子どもたちが、登下校の通学路や下校後に公園や道路、広場などで知らない人から「声掛け、痴漢、つきまとい」などの被害を受けたり、身に危険を感じたりしたときに、助けを求めることが出来る緊急の避難場所として、「ピーポくんの家」活動を行います。	児童青少年課

空家等対策事業	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、適切な管理が行われていない空家等について、建物所有者等に対して、適切な管理を行うよう指導することにより、保安上危険な空家等の減少に努めます。	まちの振興課
防犯ブザー貸与事業	公立小中学校の児童・生徒の通学途中・放課後等における被害防止と犯罪防止を図るため、防犯ブザーを無償配布します。	教育指導支援課

### (3) 消費者の相談機会の拡大と相談体制の充実

事業・取組	内容	担当部署
消費生活相談事業	契約トラブル等に関する消費生活相談対応を国立市消費生活センターで行っており、相談案件に応じて助言やあっせんを行うことによりトラブルの解消に務めます。また、消費者被害防止のための啓発活動も実施します。	まちの振興課

## 3-2 就労・住居の確保支援の充実

### 《就労》

#### 【現状と課題】

社会復帰や自立した生活を送るためには仕事に就くことが重要ですが、国の計画によると刑務所に再び入所した人のうち再犯時に無職だった人が約7割と高い割合を占めています。

また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結びつきやすいことが明らかになっています。そのため、出所後の就労先確保が重要となってきます。

### 《住居》

#### 【現状と課題】

安定した生活を送るためには住居の確保が必要となりますが、国の計画によると満期出所者の4割以上が住居を確保されないまま出所し、再犯に至るケースが指摘されています。

犯罪をした者等が矯正施設<sup>20</sup>から出所した後に住居（民間賃貸物件）確保をする場合、家賃保証、緊急連絡先や見守りの有無が課題になります。

### (1) 就労の支援

事業・取組	内容	担当部署
生活困窮者就労支援事業	生活にお困りの方で、就職活動がうまくいかない方に向けて、求人情報の提供、ハローワークとの連携、履歴書等の作成支援、模擬面接トレーニング、レンタルスーツ、就職後の定着支援等個々の状況に応じた就労支援を行います。	福祉総務課
就労準備支援事業	就職活動をするにあたり不安がある方、働いたことがない方、仕事が続かない方などに対して、就職に向けたステップアップ支援を行います。	福祉総務課
高齢者への就労支援	シルバー人材センターにおいて高齢者が長年培った知識や技能を活かして働くことを支援します。	福祉総務課
被保護者自立促進事業（就労支援）	生活保護利用者に対し、就職活動に必要なスーツ代、携帯電話購入費、就職時の連帯保証費の助成を行います。	福祉総務課
被保護者就労支援事業	生活保護利用者のうち、稼働年齢層で就労阻害要因のない人に対し、専門職支援員を配置し就労支援を行います。	福祉総務課

<sup>20</sup> 矯正施設：刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を総称するもの。

しょうがいしゃ就労支援事業	就労を希望するしょうがいのある方の就労機会の拡大を図るとともに、しょうがいのある方が安心して働き続けられるように就労面と生活面を一体的に支援し、しょうがいのある方の自立と社会参加を推進します。	しょうがいしゃ就労支援センター
ひとり親家庭高卒認定試験合格支援事業	ひとり親世帯の生活の安定を図るため、より良い条件での就職や適職に向けて高卒認定試験に関する講座を受講する場合に、受講費用の一部を支給します。	子育て支援課

### 《東京都における主な取組》

事業・取組	内容	担当部署
東京都若者総合相談センター	東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、非行歴を有する若者やその保護者等を対象とした、電話・メール・来所による相談を実施することで、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。	生活文化スポーツ局
東京都しごとセンター及び都立職業能力開発センター	東京都しごとセンター及び都立職業能力開発センター等（東京障害者職業能力開発校を含む13か所）において、就職に必要な知識やスキル習得のための各種セミナーや能力開発を実施します。	産業労働局

## （２）住居確保の支援

事業・取組	内容	担当部署
住居確保給付金事業	離職等により住まいを失った方、または失う恐れのある方に、住居確保給付金を支給し再就職に向けた支援を行います。	福祉総務課
東京都宅地建物取引業協会第11ブロック国分寺国立支部との連携事業	東京都宅地建物取引業協会第11ブロック国分寺国立支部との協定に基づき、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の情報提供を行います。	福祉総務課
居住支援事業【新規】	住宅確保に困難を抱える高齢者やしょうがいしゃなどを対象に、住宅の相談窓口の設置や市内不動産事業者との連携を進めます。	福祉総務課
住宅費助成	民間アパートに居住する単身高齢者世帯、しょうがいしゃ世帯、ひとり親家庭に対し、住宅費の一部を助成します。また、知的しょうがい者生活寮（グループホーム・ケアホーム）へ入居中の者に対して家賃の一部を補助します。	高齢者支援課 しょうがいしゃ支援課 子育て支援課

《東京都における主な取組》

事業・取組	内容	担当部署
TOKYOチャレンジネット	インターネットカフェや漫画喫茶などで寝泊まりしながら不安定な就労に従事している方や離職されている方に対して、サポートセンターであるTOKYOチャレンジネットを設置し、生活支援、居住支援、就労支援及び資金相談貸付相談などを実施しております。	福祉局
都営住宅の優遇抽せん	優遇資格に該当する世帯が、5月と11月の募集において優遇抽せんのある地区に申し込みをした場合、一般の申込者よりも当選確率が高くなります。	住宅政策本部

### 3-3 保健医療・福祉サービス利用の促進

#### 【現状と課題】

刑法犯検挙者数が減少傾向にある中、国の計画によると高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的しょうがいのある受刑者についても、全般的に、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

罪を犯した人の中には医療や福祉の支援を必要としている高齢者やしょうがい者もいますが、それらの人に十分な支援が行き届かず、再犯につながるケースもあることから、状況に応じた支援を実施していくことが求められます。

#### (1) 総合的な相談体制の充実

事業・取組	内容	担当部署
福祉総合相談事業	どこに相談したらいいか分からない生活、福祉の困りごとや、複合的な課題を抱える方・世帯に対応する、福祉総合相談窓口「ふくふく窓口」を設置しています。様々な部署や関係機関と連携して相談体制と支援の充実を図ります。	福祉総務課
重層的支援体制整備事業	相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、庁内で連携し、包括的に相談を受けられる体制づくりを進めます。 また、地域づくりを通じて、地域の包摂力を高め、地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止を目指します。	福祉総務課
権利擁護支援推進事業	国立市権利擁護支援推進計画（仮称）をもとに、判断能力に課題がある方や権利擁護が必要な方への支援を推進します。	福祉総務課
ひまわり相談	青少年の非行防止や家庭内の問題、その他様々な相談に保護司が応じます。	福祉総務課
東京保護観察所 <sup>21</sup> 事業への参画	東京保護観察所立川支部が主催する「家族会」へ市職員が参加し、受刑者家族からの相談について対応します。	福祉総務課
しょうがいに関する総合相談	しょうがいに関する総合的・専門的な相談を受け付けるとともに、福祉サービスの利用等に向けた各種支援を行います。	しょうがいしゃ支援課

<sup>21</sup> 保護観察所：更生保護の第一線の機関として、保護観察、生活環境の調整（矯正施設に収容されている人の出所後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えること）更生緊急保護（刑事上の手続き等による身体の拘束を解かれた人で、援助や保護が必要な場合に、本人の申出に基づいて、宿泊場所や食事等の提供等を緊急的に措置すること）、犯罪予防活動、犯罪被害者等施策等の事務を行います。

自立支援(精神通院) 医療費助成	精神に疾患を抱えた人に対して、必要な治療を継続して受診することができるよう、経済的な負担を軽減するため、通院に要した医療費の自己負担額の一部を助成します。	しょうがいしゃ支援課
地域包括支援センター 一運営事業	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であり、現在、市役所内に1か所直営設置しています。	地域包括支援センター
認知症総合支援事業	保健・医療・福祉に関する専門職が、認知症の早期における症状の悪化の防止や支援及び認知症の方やその疑いのある方への総合的な支援を行います。	地域包括支援センター
健康づくり事業	保健師・栄養士が「健康・栄養相談事業」としてあらゆる方への相談を行う他、生活習慣病のハイリスク者への個別支援、地域のグループ等への出張講話、健康に関わる各種イベント、健康づくり推進員活動の支援などを行います。	保健センター
女性相談支援事業	DVや困難な問題を抱えた女性から、電話や面接等で相談を受け、課題を整理し、各種制度や社会資源に関する情報提供、心理的なサポートなどを行い、相談者のエンパワーメントを促すような相談支援を実施します。	市長室
女性パーソナルサポート事業	DV等の諸々の要因により困難な状況におかれている女性に対し、安心して生活できる居場所を提供するとともに、地域で安定した生活を送るための包括的な相談支援体制を行います。	市長室
くにたち男女平等参画ステーション パラスールの相談窓口	性別や性的思考、性自認等に関する相談を受け、必要な情報提供・支援につなげます。	市長室
くにたち権利擁護センター	成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など、判断能力に課題がある方や権利擁護が必要な方の福祉サービスの利用をサポートします。	国立市社会福祉協議会
コミュニティソーシャルワーカーによる 伴走型支援事業	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)は、地域の中で活動する身近な相談役です。地域のみなさんと連携しながら、地域の課題解決のために必要な支援を調整していきます。	国立市社会福祉協議会
子ども総合相談窓口 (くにサポ)	妊娠期から18歳までの子ども・子育てに関する総合相談窓口です。お子さんご自身からの相談にも対応します。子育てや家族関係のお悩み、その他ささいなことでも総合的に対応します。	子育て支援課

《東京都における主な取組》

事業・取組	内容	担当部署
犯罪お悩みなんでも相談	万引きや暴力、痴漢などの犯罪行為をしてしまうご本人やそのご家族、関係者の方などを対象にあらゆる犯罪に関する相談を電話やメールで受け付けます。	生活文化スポーツ局

(2) 生活困窮者への支援

事業・取組	内容	担当部署
生活困窮者自立相談支援事業	生活や仕事の困りごとを解決するため、適切な相談部署や外部機関におつなぎしたり、制度や手続き等を紹介します。	福祉総務課
生活保護事業	何らかの理由で困窮し、健康で文化的な最低限度の生活が営めない方に対し、その困窮の程度に応じて生活保護法による保護を実施します。経済的な給付の他、健康面の相談や通院の支援、病院探しのお手伝い、就労支援などを行っています。	福祉総務課
ひとり親家庭ホームヘルプサービス	ひとり親家庭の生活を安定させるため、家事援助を行うホームヘルパーを派遣します。	子育て支援課
生活福祉資金の貸付	国立市社会福祉協議会が窓口となり、所得の少ない世帯、しょうがいしゃや介護を要する高齢者のいる世帯に対して、生活の安定と経済的自立を図ることを目的として、無利子又は低利子で資金の貸付を行います。	国立市社会福祉協議会

《東京都における主な取組》

事業・取組	内容	担当部署
母子及び父子福祉資金貸付	都内に6か月以上居住するひとり親家庭の方々が、経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金の貸付を行います。	福祉局
女性福祉資金貸付	都内の市町村に6か月以上居住する配偶者のいない女性を対象に資金の貸付を行います。	福祉局

### (3) 薬物乱用防止や薬物依存を有する人等への支援

事業・取組	内容	担当部署
薬物乱用防止事業	東京都薬物乱用防止推進国立地区協議会は、青少年に薬物乱用に対する問題意識を持ってもらい、薬物に手を出させないために、市内の公立中学生を対象としたポスター、標語募集を行うほか、市内の公立小中学校に出前講座を行っており、市は本協議会の事務局として活動を支援しています。	保健センター
依存症相談や自助グループへの支援	アルコール依存の方に向け、アルコール相談を実施します。また、断酒会などの依存症当事者会を開催しています。	国立市社会福祉協議会

#### 《東京都における主な取組》

事業・取組	内容	担当部署
東京都立（総合）精神保健福祉センター	当センターは東京都の依存症相談拠点です。アルコール・薬物・ギャンブル等の問題を抱えて困っているご本人、ご家族、関係機関の方からのご相談に応じています。	福祉局

### 3-4 学校等と連携した非行防止

#### 【現状と課題】

国の計画によると、全国の高等学校進学率は98.8%であり、ほとんどの人が高等学校に進学する状況にありますが、その一方で、少年院<sup>22</sup>入院者の24.4%、入所受刑者の33.8%が中学校卒業後に高等学校に進学していません。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因とする高等学校中退者も多く、少年院入院者の56.9%、入所受刑者の23.8%が高等学校を中退している状況にあります。

非行の未然防止や青少年の健全育成のため、また非行や犯罪に陥った少年が立ち直り地域社会の一員として社会復帰を果たすために、学校・家庭・地域・関係機関等が連携して相談支援体制の充実や居場所づくり、必要な就学支援等の取組を行うことが必要となります。

#### (1) 犯罪・非行防止等のための相談支援や指導

事業・取組	内容	担当部署
スクールカウンセラー	不安や悩みを抱える児童・生徒や子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に関し専門的な知識や経験を持つ「スクールカウンセラー」を公立小中学校に配置し、学校における教育相談体制を確立するとともに、いじめ・不登校等、児童・生徒の問題行動等の早期対応を図ります。	教育指導支援課
スクールソーシャルワーカー	問題を抱えた公立小中学校の児童・生徒に対し、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを派遣し、当該児童・生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題解決への対応を図ります。	総合教育センター
セーフティ教室の実施【再掲】	児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・地域住民の参加のもと、学校・家庭・地域社会の連携による非行防止・犯罪被害防止教育の推進を図るためセーフティ教室を実施します。実施に際しては、警察署などの関係機関等と協力して行います。	教育指導支援課

#### (2) 就学・学習支援の推進

<sup>22</sup> 少年院：家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を収容する施設で、概ね12歳から20歳までの少年を収容している。

事業・取組	内容	担当部署
子どもの学習・生活支援事業	「貧困の連鎖」を防止するため、生活困窮世帯及び生活保護世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施しています。学習機能だけではなく、居場所機能併せて行い厚みのある支援をしています。また、教室型のみではなく、訪問を行い、親や世帯全体への支援を実施します。	福祉総務課
受験生チャレンジ支援貸付事業	一定所得以下の世帯の子ども（中学校3年生、高校3年生等）への支援を目的に、学習塾費用や大学受験費用の貸し付けを行います。	福祉総務課
被保護者自立促進事業（次世代育成支援）	生活保護世帯に属する子どもの学習機会が広がるよう、学習塾等の受講料を助成しています。	福祉総務課
児童・生徒の多様な学びを伸ばす環境整備協議会	学校へ行けない・行かない状態の児童・生徒に対する寄り添いの支援について、教育部・子ども家庭部が学校と連携していくための方法等について検討する協議会です。学校へ行かない状態の長期化、ひいてはひきこもりなど当事者が社会との接点のない状態に陥らないよう、特に早期対応に主眼をおき、2023（令和5）年度からは、当事者世帯への寄り添い・アウトリーチについて子ども総合相談窓口の職員が早期から担うことのできる体制を構築し、連携を実施、併せて当事者のつなぎ先の開拓・連携に努めております。	児童青少年課 子育て支援課 教育指導支援課
就学援助事業	経済的に就学困難な児童生徒が等しく教育を受けられるようにするため、保護者に対して就学援助を行います。	教育指導支援課
中高生の学習支援 LABO☆くにスタ	中高生を対象とした学習支援「LABO☆くにスタ」では、その生徒のニーズに合わせて学校の宿題、授業の復習、外国籍児童に対する日本語指導などの基礎学習を大学生等のスタッフがマンツーマンで手助けしています。今後も、生徒が継続的に通いたくなるような「居場所」となるよう事業を展開していきます。	公民館
日本語学習支援教室 ひまわり	外国ルーツの子どもたちを対象とした日本語学習教室を週に1回開催しています。ボランティアの方々を中心として、日本語の理解を深める学習や宿題のサポートをしています。学習の機会に限らず居場所としても安心して過ごせる場所を継続して提供していきます。	国立市社会福祉協議会

《東京都における主な取組》

事業・取組	内容	担当部署
青少年リスタートプレイス	東京都教育相談センターでは、「青少年リスタートプレイス」を設置し、高等学校を中途退学したから、高等学校での就学経験のない方、進路選択を控えながらも中学校で不登校状態にある方、小学校で不登校、登校しぶりの状態にある方やその保護者を支援しています。	教育庁

### (3) 青少年の健全育成のための取組

事業・取組	内容	担当部署
薬物乱用防止事業 【再掲】	東京都薬物乱用防止推進国立地区協議会は、青少年に薬物乱用に対する問題意識を持ってもらい、薬物に手を出させないために、市内の公立中学生を対象としたポスター、標語募集を行うほか、市内の公立小中学校に出前講座を行っており、市は本協議会の事務局として活動を支援しています。	保健センター
青少年地区育成会事業	各小学校区ごとに児童・生徒が健全に育つ環境をつくるため、当該学校区の学校に在籍する児童の保護者や地域の人たちによって編成される会です。学校や関係機関とも連携し、体験機会の創出等を行います。	児童青少年課
家庭教育学習会事業	各学校の保護者主催で、児童・生徒の健全育成等に関する講座を開催する際に、講師謝礼の一部を補助します。当該講座においては、インターネットのリテラシーに関する講座など、犯罪の防止等に係る内容が企画される場合があります。	児童青少年課

### 3-5 孤独・孤立の解消

#### 【現状と課題】

孤独・孤立は人生のあらゆる場面において誰にでも起こりうるものです。また、個人の問題ではなく、社会環境の変化により孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものだと考えられます。孤独・孤立の解消は個人の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、現に悩みを家族や知人に相談できない場合があることも踏まえると、社会全体で対応しなければならない問題です。

再犯を繰り返している当事者の中には、家族・親族と疎遠になり、社会に居場所がなく、刑務所の中だけが居場所になっている方も少なからずいます。下関駅放火事件<sup>23</sup>に代表されるように、社会に居場所がなく、刑務所に戻るために罪を犯してしまう方もいます。

罪を犯さないため、再犯を繰り返さないため、当事者も含めて社会全体の孤独・孤立対策が必要です。

#### (1) 多様な資源を活用した居場所づくりの推進

事業・取組	内容	担当部署
地域活動支援センター	地域に暮らすしょうがい者等を対象に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の場を提供します。	しょうがいしゃ支援課
生活支援体制整備事業（くにたち福祉サポーター）	生活支援体制整備事業において、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、養成講座を受講した市民が、日常生活での身近な見守り・声かけ、地域の困りごとや課題を見つけた時の関係機関へのつなぎ役、サロン・居場所活動などの地域活動を実施します。	地域包括支援センター 国立市社会福祉協議会
介護予防・生活支援サービス事業（住民主体による訪問型・通所型サービス）	既存の介護サービス事業者に加え、住民を含む多様な主体によって介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施します。 住民主体の通所型サービスとして、市に遺贈された土地家屋（富士見台2丁目「ひらや照らす」）の活用した通所サービスを行っています。	地域包括支援センター

<sup>23</sup> 下関駅放火事件：2006(平成18)年1月7日に西日本旅客鉄道(JR西日本)の下関駅東口駅舎などが放火により全焼した事件。逮捕された78歳の男性は知的しょうがいがあり、過去10回の服役歴があった。事件当日は数日前に出所したばかりで、各行政機関に支援を求めたものの断られていた。犯行動機として「刑務所に帰りたかった」と語っている。その後、NPO法人抱撲の奥田理事長の支援を受ける中で、人生で一番辛かったことは、「刑務所を出た時、誰も迎えに来なかったこと」と語った。

放課後子ども教室(ほ うかごキッズ)推進事 業	小学生を対象として、放課後に市立小学校の校庭 や体育館等を活用して、子どもたちが身体を動か して遊ぶ場所を整備します。また、安全性の担保 のため、地域の方(有償ボランティア)が見守りを しています。	児童青少年課
青少年地区育成会事 業【再掲】	各小学校区ごとに児童・生徒が健全に育つ環境を つくるため、当該学校区の学校に在籍する児童の 保護者や地域の人たちによって編成される会で す。学校や関係機関とも連携し、体験機会の創出 等を行います。	児童青少年課
子どもの居場所づく り事業補助金	地域の人・団体において子どもが地域で過ごす事 の出来る居場所を開所する場合に、その活動費等 を補助します。 これらの居場所は単に体験や食の提供に留まるの ではなく、子どもが相談したり休んだりするなど、 サードプレイスとして機能する目的があり、寄り 添いの環境が多層的になることを通じて犯罪を抑 止する性格も有しています。	児童青少年課
児童・生徒の多様な 学びを伸ばす環境整 備協議会【再掲】	学校へ行けない・行かない状態の児童・生徒に対 する寄り添いの支援について、教育部・子ども家 庭部が学校と連携していくための方法等について 検討する協議会です。学校へ行かない状態の長期 化、ひいてはひきこもりなど当事者が社会との接点 のない状態に陥らないよう、特に早期対応に主眼 をおき、2023(令和5)年度からは、当事者世帯 への寄り添い・アウトリーチについて子ども総合 相談窓口の職員が早期から担うことのできる体制 を構築し、連携を実施、併せて当事者のつなぎ先 の開拓・連携に努めております。	児童青少年課 子育て支援課 教育指導支援課
学校卒業後のしょう がいしゃの生涯学習 の推進	しょうがいしゃ等の学校卒業後の学びの機会とし て、知的しょうがいしゃを対象とした公民館主催 の「しょうがいしゃ青年教室」等の取組や、民間 団体と連携して精神しょうがいしゃやメンタルヘ ルスに課題のある市民を対象とした「リカバリー の学校@くにたち」の取組を実施し、地域におけ る社会的包摂を推進します。	公民館

### 3—6 社会的包摂の推進のための広報・啓発活動

#### 【現状と課題】

罪を犯してしまった方が社会に復帰するためには自ら努力するとともに、地域の中で孤立することのないよう、市民一人ひとりの理解と協力も必要であり、そのためには更生支援の取組に対しての関心と理解を深めてもらうことが重要です。しかしながら、再犯の防止等に関する施策は、住民にとって必ずしも身近な施策ではありません。国立市ではこれまで、住民がそれぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」によって周知・啓発を図ってきました。また12月には国が定める人権月間に合わせ、様々な人権を考えるイベントを実施しています。今後も広報・啓発活動をより一層推進していく必要があります。

#### (1) 社会を明るくする運動

事業・取組	内容	担当課
社会を明るくする運動	保護司会を中心に、更生保護女性会、民生委員・児童委員、青少年健全育成地区委員会、自治会など幅広い関係者と協働して、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動を推進します。 また、刑事施設や社会教育施設と連携し、市民が刑事施設や矯正教育を知る機会の確保に努めます。	福祉総務課

#### (2) 人権を尊重し多様性を認め合うまちづくり

事業・取組	内容	担当課
人権に関する啓発イベントの実施	ソーシャルインクルージョンの理念を踏まえ、人権をテーマとしたさまざまなイベントや講座の開催を通じて人権問題の理解と意識啓発等を推進します。	市長室 公民館
ジェンダー平等への啓発事業の推進	くにたち男女平等参画ステーション パラソルにおいて、ジェンダーやSOGIに関する啓発イベント、情報発信を行います。	市長室
人権擁護委員	市民からの人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、地域の方に人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行います。	市長室

### 3-7 再犯防止のための連携体制の推進

#### 【現状と課題】

罪を犯してしまった方等の社会復帰支援は、これまでは法務省など国が中心となって実施してきました。しかし刑事司法手続を離れ、地域生活が始まれば、国や地方公共団体、民間団体等が連携して切れ目のない支援を実施していく必要があります。これまで、市と刑事司法・矯正・更生保護等とは、受刑者等に関する情報提供が難しい現状により、なかなか連携ができませんでした。今後、様々な機関・団体と連携し、福祉のサービスを必要とする方を、適切に支援につないでいく体制を整える必要があります。

また、犯罪や非行等をする人を生まない地域社会の実現には、民間協力者等の方々との連携が必要です。犯罪や非行等をした人たちの立ち直りを支援している保護司や更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアと連携を深めていく必要があります。

市の職員が更生保護の理解を深めることも重要です。関係機関等と連携した研修等の機会を通じ、市の職員の資質向上に努めます。

#### (1) 民間協力者の活動促進

事業・取組	内容	担当課
人権擁護委員	市民からの人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、地域の方に人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行います。	市長室
国立市防犯協会への活動支援【再掲】	国立市防犯協会を支援するための事務局として、地域の防犯活動が継続的に行えるよう支援します。	防災安全課
保護司会・更生保護女性会等への事務支援	福祉総務課内に北多摩西地区保護司会国立分区及び北多摩西地区更生保護女性会国立分区の事務局として、各団体の更生保護活動を支援します。	福祉総務課
面接時の行政施設の利用の促進	保護司が対象者と面接する際、必要に応じて行政施設の活用を推進します。	福祉総務課 総務課 まちの振興課 国立市社会福祉協議会

## (2) 関係機関との連携の推進

事業・取組	内容	担当部署
関係機関との連携会議の実施【新規】	市、刑事司法関係機関、更生保護関係団体、医療保健・福祉関係機関・団体等で行う連携会議の設置について検討します。	福祉総務課
更生保護施設 <sup>24</sup> との連携の推進【新規】	更生保護施設の入所者が必要な支援を受けられるよう、また、更生保護施設が持続可能な経営ができるよう、更生保護施設との連携を進めます。また、更生保護施設への理解を促進する取組について、市も協力します。	福祉総務課
保護司会・保護観察所・地域生活定着支援センター <sup>25</sup> 等との連携【新規】	更生保護活動と福祉サービスの連携のため、各部署・関係機関との連携を深めます。	福祉総務課
子ども家庭支援ネットワーク連絡会（要保護児童対策地域協議会）	子どもと家庭を総合的に支援するために、子ども家庭支援センター、児童相談所 <sup>26</sup> 、法務少年センター（少年鑑別所）、保護司会等の関係機関と連携のもと、子ども自身や家族の抱える背景を踏まえ、状況に応じた適切な支援を行います。	子ども家庭支援センター

### 《東京都における主な取組》

事業・取組	内容	担当部署
非行少年・再犯防止支援ガイドブックの作成	社会復帰支援に携わる支援者の方々の「立ち直りを支援する力」の向上を図るとともに、支援者相互のネットワークづくりの基礎とするためのガイドブックを作成しています。	生活文化スポーツ局

<sup>24</sup> 更生保護施設：刑務所出所者等のうち、頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所が無い人に対して、一定期間宿泊場所や食事を提供するとともに、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、円滑な社会復帰の手助けをしている民間の施設のこと。2023（令和5）年4月現在、全国に102施設あり、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等によって運営されている。

市内には1施設ある。

・くにたち安立

<sup>25</sup> 地域生活定着支援センター：高齢またはしょうがいにより、福祉的な支援を必要とする受刑者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関のこと。2009（平成21）年度に厚生労働省によって事業化され、原則として各都道府県に1か所設置されている。

<sup>26</sup> 児童相談所：すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関で、原則18歳未満の子どもに関する相談や通告について、子ども本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからも受け付けています。

### (3) 庁内職員への研修

事業・取組	内容	担当部署
市職員に向けた更生保護活動、再犯防止推進に関する研修の実施【新規】	市職員に対し、関係機関と連携し、刑務所出所者等の社会復帰のための支援の在り方等に関する研修を実施します。	福祉総務課
更生保護施設における研修への参加	福祉総務課職員（福祉総合相談係、相談保護係職員）を対象に、更生保護法人くにたち安立 <sup>あんりゅう</sup> への現地研修を実施します。	福祉総務課

#### 《東京都における主な取組》

事業・取組	内容	担当部署
再犯防止に関する研修会	犯罪や非行からの立ち直り支援に携わっている支援者や行政機関の皆様、これから支援に携わりたいと考えている皆様を対象に、研修会を開催しています。	生活文化スポーツ局
区市町村サポート事業	区市町村における再犯防止の取組を後押しするため、相談事業におけるこれまでの対応ノウハウを活用し、区市町村の課題やニーズに応じた研修会の開催、情報提供等を行っています。	生活文化スポーツ局

## 第4章 計画の推進体制

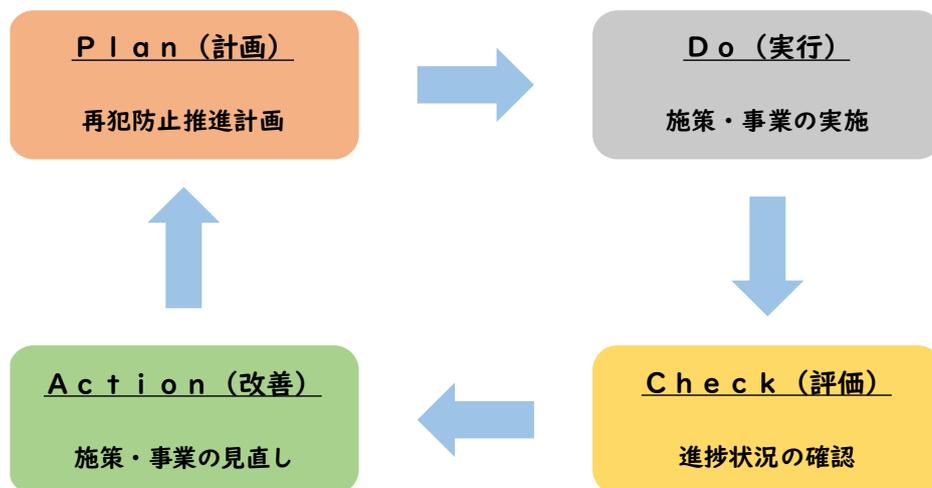
### 4-1 計画の周知・啓発

本計画は、本市ホームページなどで公表・周知するほか、研修会や講演会などにおける啓発、関係機関・団体などへの配布を通じて、計画の周知を図ります。

### 4-2 計画の進捗管理

本計画の進捗状況の管理及び評価については、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その進捗状況を定期的に把握・評価した上で（Check）、その後の施策・事業を改善する（Action）、一連のPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）の構築に努めていきます。

本計画を推進していく上で、計画に沿って施策が着実に実施されているか確認を行うため、「国立市再犯防止推進庁内連絡会」や、「検討中の関係機関との連携会議（36ページ参照）」が中心となり、計画の推進及び進捗管理を行い、毎年度、前年度の実施状況について確認を行います。



### 4-3 地域・関係団体・関係機関等との連携

計画を推進し、誰もが安心安全を実感できるまちの実現を目指すためには、地域社会全体で支援することが求められており、保護司会等の更生保護団体や、犯罪や非行の防止、青少年の健全育成等に取り組む団体、保護観察所をはじめとする関係機関との更なる連携を図ります。

また、再犯防止に関する取組は、就労・住居・保健福祉、子育て等多岐分野にわたるため、庁内においても関係部署が適切に取組を推進するとともに、連携強化を図ります。

### I 東京保護観察所立川支部

法務省東京保護観察所立川支部 統括保護観察官

「保護司」という言葉を聞いたことはあっても、「保護観察所」「保護観察官」という言葉を聞いたことがある方は少ないのではないのでしょうか。

保護観察所は全国に53か所（各都道府県に1か所、支部3か所、北海道は4か所）あり、それぞれ保護観察官が配置されています。東京都には、23区内を管轄とする東京保護観察所と、多摩地域を管轄とする東京保護観察所立川支部があります。

保護観察所の保護観察官と保護司は協働して、保護観察を行います。保護観察は、犯罪をした人や非行のある少年を、刑務所や少年院などに収容するのではなく、社会内で通常の生活を営ませながら、決められた約束事（遵守事項）を守るよう指導監督するとともに、必要な補導援護を行うもので、刑務所や少年院で行われる「施設内処遇」に対して、保護観察は「社会内処遇」と呼ばれています。

安全・安心な社会の実現には、犯罪をした人や非行のある少年が、再び同じ過ちを繰り返すことがないように、こういった人たちを社会から排除するのではなく、地域で受け入れて、立ち直りを支えていくことが重要です。

ただ、仕事や住むところがない、高齢・しょうがいであること、物質依存があるといったことにより、生きづらさを抱え、孤独・孤立に陥り、社会から切り離され、これを乗り越えることができず、再犯、再非行を繰り返してしまう人たちがいることも事実で、保護観察には、こういった生きづらさを抱えた人たちが多くいます。

保護観察は保護観察官や保護司のほか、例えば就職が困難な人について、協力雇用主やハローワークと連携し、住まいがない人については、更生保護施設と連携し、あるいは自立が困難で福祉が必要な人については、自治体や社会福祉協議会等と連携するなどして処遇や支援に当たるなど、様々な関係機関と有機的に連携しながら、再犯・再非行を防ぐための活動をしています。

また、最近のトピックスとしては、2024（令和6）年度から地域の皆様について地域社会で生きづらさを抱えているご本人やそのご家族、支援者の方から、保護観察所の職員が困りごと、悩みごとをお聴きし相談内容に応じたアドバイスや、関係機関と団体等と連携して、必要な支援が受けられるように調整したりする地域相談窓口（「りすたぽ」と言います。）を始めましたので、お気軽にお問い合わせください。

## 2 府中刑務所

府中刑務所のルーツは、石川島人足寄場であるといわれ、その後、明治・大正時代は巢鴨、現在の「池袋サンシャインシティ」に刑務所があり、関東大震災の後、府中に移転となり、この地で業務を開始したのが1935（昭和10）年6月、現在89年目を迎えています。収容定員は2,668名で、日本一規模の大きい刑務所です。

当所は、犯罪傾向が進んだ（累犯・暴力団関係者など）日本人男子受刑者、日本人と異なる処遇を必要とする外国人男子受刑者を収容するほか、医療重点施設として、人工透析患者、覚せい剤精神病等を患っている受刑者を収容する施設にも指定され、他の一般的な刑務所に比して医療体制が充実しているのが特徴です。

2024（令和6）年8月末現在の収容状況は、約1,700名であり、受刑者の約20%が外国人となっています。

受刑者の罪名は、日本人の約80%が窃盗と覚せい剤等薬物事犯であり、外国人の約60%が覚せい剤等薬物事犯となっています。

入所回数は、日本人の平均は5回であり、中には25回入所の受刑者もいますが、外国人の大半は日本での生活歴がない者であるため、そのほとんどが初犯となっています。

受刑者の年齢は、日本人受刑者の平均が52.9歳、外国人受刑者は41.7歳となっていますが、65歳以上の占める割合が約20%に至るなど日本人受刑者の高齢化が顕著であり、高齢受刑者の社会復帰時の支援が問題となっています。

懲役受刑者の従事する刑務作業として、印刷、木工、金属作業及び職業訓練などを実施していますが、高齢化とともに、そのような生産的な作業に従事することが困難な受刑者も年々増加しているため、この対策として、全国の施設に先駆けて、2020（令和2）年夏から刑務作業の部署に作業療法士2名を採用し、作業療法的なアプローチを施し、受刑中に認知・身体機能を低下させないための「機能向上作業」を試行的に実施しています。

また、施設内処遇の充実のみならず、出所後を見据えた支援についても積極的に取り組んでおり、社会復帰後に就労が可能な受刑者には就労支援を、高齢又は障害を有する受刑者には福祉的支援を行っています。

就労支援は、ハローワーク等の外部機関と連携し出所に併せて就職先を確保する取組を、福祉的支援は、常勤の社会福祉士3名、非常勤の福祉職3名を中心として、福祉事務所等との連携により、出所後の帰住先の調整や行政サービスとの繋がりを提供するなど、出所者が社会復帰した際に、路頭に迷い、再犯に及ばないようにサポートしています。

刑務所は、刑罰の執行機関であると同時に、受刑者の立ち直りを支える使命を担っており、職員一丸となって「犯罪に 戻らない 戻させない」ことによって、「安心・安全」な地域社会実現に向けて取り組んでいます。

### 3 く<sup>あんりゅう</sup>にたち安立

更生保護法人「くにたち安立」

当所は犯罪や非行によって矯正施設などに収容された後、再び社会で生活することになったものの、頼るべき親族がいない、あるいは「自立した社会人」になる努力をしつつも、生活に困っている人々を対象に住まいや食事を提供し、更に日常生活全般の相談に応じながら、仕事に付けるように援助するなどしてその再出発を支え、こうした活動を通じて「犯罪のない安全で明るい社会の実現と、入所者一人ひとりが円滑に社会復帰できるよう目指している施設です。

また、くにたち安立は閑静な住宅地の中にあり、80有余年の歴史の中で地域住民の方々始め、国立市民の方々には少なからず好ましくない施設である印象を与えたことも事実ですが、ここ10年ほど前から施設の運営方針を大幅に改定し、地域住民と協議会を定期的実施して安定した施設運営を追及するとともに、入居者に対する処遇や教育の向上を図って参りました。そういう努力を重ねることで地域の理解と協力を得られようになり、現在では安心・安全な施設運営ができるようになりました。

入所者の多くは矯正施設を仮釈放や仮退院した保護観察対象者ですが、彼らの入所の可否を判断するために刑務所等に施設面接に向いた際、当所の各種支援の実情、生活支援や就労支援を詳しく説明するとともに、施設の概要及び利便性の高い周辺環境や、真に自立を目指す人には良い環境にあることを伝え、安心して帰住できるように努めています。その他の入所者としては、刑事事件を起こしたものの起訴猶予等の処分が入所してくる更生緊急保護対象者がおります。

帰住後の就労に関しては公共職業安定所で就労支援を受けさせ、協力雇用主を紹介するなどして支援を行い、早期就労を図っております。

施設は全室が個室で、プライバシーは守られる反面、コミュニケーションをとる機会が少ないことから、保護司及び保護観察官を交えて定例会を月1回実施し、入所者が現在の生活状況等について意見交換するほか、困っていること、疑問なことなどについては保護司等から体験談などを交えながら今後の助言・指導を受けています。また、特に退所日までに住宅の確保が困難な場合は、不動産事業者を介して住宅を紹介したり、都指定の居住支援法人に相談するようアドバイスしたりしています。

また、これまでは更生保護女性会国立分区の会員の皆さんに食事を作っていたが、それらを食べながら意見交換をしていましたが、令和6年の3月からはただ食事を作ってもらうのではなく、同分区の会員数名の方に調理指導の講師になってもらい、入所者自身が野菜を切り、煮込んで味付けするなどのクッキングスクール（料理教室）を概ね月1回開催し、自分らで調理した食事を食べながら意見を述べ合うなど、退所後の自炊の大切さとそのノウハウを学ぶ教育の場としています。

更に、一歩踏み込んだ取組として弁護士相談会を令和6年4月から実施しています。中々自分の借金ことは話したがらない人が多いのですが、それでもこれまで数名の寮生が借金の督促に追われどうにもならなくなって相談するようになり、一定の効果をあげています。

最後になりますが、再犯防止について様々な取組や計画が進行中ですが、当施設でも相当前から施設を退所した者にフォローアップ事業を行なっております。退所の際、困りごとの相談があったらいつでも来訪したり電話するよう促しています。また、退所してから半年が経過した頃、退所者に電話を掛け生活状況、健康管理、金銭管理状況等を聞きながら助言するなど、再犯に陥らないよう強く働きかけています。

## 4 北多摩西地区保護司会国立分区

北多摩西地区保護司会国立分区 分区長 大島 克己

保護司会のルーツは明治の初頭の政治犯の監獄の窮状を聞いたことによって、出所者の保護を目的に勸善会を組織した実業家の金原明善に遡ります。その後金原は勸善会を社団法人としての静岡県出獄人保護会社に改組し、日本で最初に出所者の保護事業に着手し日本の更生保護の祖となりました。民間の篤志家から始まった日本の更生保護は戦後にもその精神は引き継がれ、保護司法における保護司が具備する4つの条件、「社会的信望」、「時間的余裕」、「生活の安定」、「健康」に生きています。

結果として無償での奉仕として自宅での保護観察対象者の面接や社会を明るくする運動への参加も社会的信望や時間的余裕のある保護司として当たり前のこととして受け入れられ制度化されてきました。

しかし、今年起こった「滋賀県大津市の保護司殺害事件」が社会に与えた衝撃は大きいです。保護司として当たり前と思われていた自宅での保護観察対象者の面接、更生保護活動への無償の奉仕等を根底から覆す結果となっています。

加えて社会の老齡化や65歳定年制への移行等がボランティアができる人やその時間的余裕を奪い保護司の成り手不足を招く結果となり制度疲労が顕著になっています。

幸い国立市内における犯罪は近隣他市に比べて極端に少ないものがあります。当然保護観察対象者も少ないです。これは保護司が社会を明るくする運動等に時間を厭わず熱心に更生保護の啓発活動に取り組んでいることもあります。この更生保護に携わる保護司も現在は7割近くが職業をもち時間的余裕のある保護司は激減しています。また、更生保護に携わる更生保護女性会などの関連団体の高齡化も目立ちます。

これからは更生保護関連団体以外の市民の支援が特に必要になると考えます。国立市は「誰一人取り残さない」ソーシャル・インクルージョンを掲げたまちづくりを掲げています。更生保護を特定の個人や団体が担うことは物理的に困難があり社会全体で包摂していくことが今後は求められるでしょう。まさに第74回の社明のテーマでもある「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の力」の結集が必要なのです。

## ～ある保護観察対象者の話～

### 「Aさんとの関わり」

19歳になったAさんの保護観察は3年が経過しようとしています。数々の非行で少年院送致されたAさんは実母に身元引受を拒否されこの地域の自立援助ホーム<sup>27</sup>に入所することになりました。初めて会った時のAさんは小柄であどけない印象、ニコニコと笑顔で受け答える様子にAさん自身による非行の事実がどうしても結びつきませんでした。

Aさんは出生後間もなく乳児院<sup>28</sup>に預けられ、その後は児童養護施設。8歳の時に実母が再婚し一旦は引き取られましたが継父が事件を起こし、再び児童相談所に保護されました。Aさんは義務教育を終えても施設での生活という環境で育ちました。

面接で来訪するAさんは毎回約束時間のジャスト5分前に時計並みの正確さで必ずやって来ました。面接の態度は非常に良く貯蓄額も増えて、自立援助ホームという環境が本人の心の安定に好影響を与えている様子でした。

面接時の態度とは裏腹に人と会話することが苦手で「友達は面倒だから欲しくない！人が良い」と言い、休日は自室でゲームやDVDを楽しむ生活を送っていました。

店員としての勤務が半年以上経った頃に「同僚との関わりが面倒になって来た」と言い出しました。もっと時給の高い仕事がしたいとの理由から仕事を辞めてしまいました。仕事ぶりを評価していた店長は引き止めようと施設に何度も電話をして来ました。私も続けるよう必死に説得しましたが決断を変える事は出来ませんでした。

仕事を探し始めたAさんは「やりたい仕事」よりも「やりたくない仕事」の方が多く、なかなか決まらずに結果的に「やりたくない仕事」の接客の仕事をする事になりました。更に以前よりも時給は安くなり、口には出しませんでした。短絡的な考え方からの退職を後悔しているのが見て取れました。

以前からAさんは感情の起伏が激しいと施設の職員から聞いていました。面接時はいつも笑顔で施設での生活は快適で職員に対する感謝の気持ちを口にしていました。普段は温厚であどけない姿ですが、自分の希望通りに事が運ばないとイライラを爆発させていたのです。物に当たり下駄箱や門扉を破損、テレビのリモコンや自室のカーテンを使えない状態にするなど数々のトラブルを起こしていました。本人がイライラを爆発させる時は人格が変わったかのように職員を睨みつけ暴言を吐い

<sup>27</sup> 自立援助ホーム：何らかの理由で家庭にいらなくなり、働かざるを得なくなった原則として15歳から20歳（状況によって22歳まで）の子どもたちに暮らしの場を与える施設です。

<sup>28</sup> 乳児院：保護者の養育を受けられない乳幼児を預かり、親の代わりとなって育てる施設です。

ていました。しかし翌日には何事も無かったかのように接している、それは良い面かもしれませんがトラブルの振り返りができません。「自分を怒らせた職員が悪い」ということでいつも終わってしまうのがAさんの常でした。

Aさんの自分勝手な行動は目に余り60万円あった貯金も目減りしていました。Aさんは施設側からついに「退所勧告」を突き付けられました。直ちに本人に対し①住込み就労②母親の下への帰住③アパート自立④更生保護施設<sup>29</sup>への入寮の4つを提示しました。あくまでも本人のための措置であり自分自身で決めるよう指示したところAさんは更生保護施設を希望しました。「母親と暮らすなら少年院のほうがまし」と以前話していたため更生保護施設を希望することは想定内でした。

更生保護施設長からは「ここは自立援助施設とは違う、働かない者や施設のルールを守れない者に住む資格は無い」「貯金があるのだから仕事を見つけてすぐに出て行くこと、それでも良ければ入寮を認める」と条件を伝えられました。Aさんは消え入りそうな小さな声で「お願いします」と入居希望の意思を伝えました。

入寮後3ヶ月程で所持金が少なくなったAさんを施設長が2か所のハローワークに連れて行き、私も良く知っている協力雇用主の面接を受ける事になりました。

「頑張ります、働かせて下さい」とAさんは社長に伝えたようですすぐに採用が決まりました。数日後社長から電話があり「とてもいい子が来てくれた、頑張るし明るくハキハキしていてパートの人達からも可愛がられている」との事でした。私は半信半疑でしたがまずは安心しました。会社の人たちが皆優しく仕事も楽しい様子で今までとは別人のような表情でした。しかし居住施設内でのAさんは挨拶をせず掃除や洗濯等の生活ルールを守らない等態度はとても悪いままでした。職員が注意をするとすぐに謝るものの口先だけで全く反省せず同じことを繰り返していました。楽しく働いている以外は自立援助施設にいた時と何も変わっていないことを痛感しました。

そしてAさんは再び事件を起こしてしまい、少年鑑別所送致となりました。保護観察になる場合の帰住先調整のため関係者会議がすぐに保護観察所で行われました。日程調整をして社長も交えて鑑別所に面接に行きました。先に保護観察官が面接、しばらくしてから社長と共に入室しました。社長と私を見たAさんは満面の笑顔になり私たちも笑顔で応えました。事件を起こしたことから更生保護施設に戻れない事は理解している様子でした。今までの自分の「振り返り」を毎日課題としてノートに書いていました。「今後どうしたい」との保護観察官の問いに対し、今まで通りみんなと一緒に社長さんの下で働きたいと訴えました。社長はAさんをととても心配しており社員の人達からも「何とかしてあげて」と懇願されているようでした。会社がアパートを契約するよ、と言ってくれました。

Aさんは家庭裁判所の審判で「保護観察」になりました。帰る先は会社が契約してくれたアパートです。私の軽トラでAさんと引越し荷物を運び終え会社に向かう

---

<sup>29</sup> 更生保護施設：36 ページ脚注参照

と入口に「Aさんお帰り！みんな待ってたよ！」と立て看板が設置されており「めちゃめちゃ嬉しいです」と感極まった様子に私も涙をこらえる事が出来ませんでした。「みんなをがっかりさせられない、裏切れない」との思いを口にしてAさんの決意が伝わってきました。

Aさんには散々苦勞を掛けられましたが「厄介な対象者」から今では「心の底から応援したい対象者」に変わりました。

10人の保護司がいると10通りの面接があると思います。目の前にいる対象者を何とかしてあげようと一生懸命になって説得したり説教したりと必死になります。対象者が説得や説教で変わる人なのであれば保護司の前には来ていません。今までに散々周りの人から色々なことを言われてきたにもかかわらず変われなかった人なのです。じっくり話を聞いてあげて徐々に心を開いてくれ、気持ちが通じたと実感した時が保護司の「やりがい」だと思います。

25歳になったAさんは、現在多摩地域の運送関係の会社で事務の正社員として働いています。結婚したパートナーを連れて2度訪ねて来てくれました。月に5万円は貯金しているとのこと、立派な社会人になりました。

**(※本事例はプライバシー保護のため、複数の事例をミックスし、大筋を変えない形で脚色しています。)**

## 5 北多摩西地区更生保護女性会国立分区

北多摩西地区更生保護女性会国立分区 分区長 林 キク子

更生保護女性会は全国的組織があり、略称は「更女」と呼ばれています。国立分区は、北多摩西地区の分区として昭和56年7月に発足し、今年で44年目となります。

私は教職を退職して間もなく、保護司会の分区長の方（教え子の父親）から話があり、よくわからないまま保護司となり、今まで考えたこともない世界に身を置くことになりました。当時の保護司会総会の折には、保護司会の年会費に加え、更女年会費も徴収されました。保護司は男女とも全員自動的に更女の会員になるということが後になって分かりました。今、考えると男性も全員更女の会員というのは、他に例を見ない画期的なことだと思います。大先輩に聞くと、40年近く前から決まっていたようです。それは国立にある更生保護施設八興社（現くにたち安立）の寮生は全て男性なので、男性保護司も一緒に更生保護に関わってほしいとのことから出発しているようです。更女の会員には、元民生委員や現民生委員、日赤会員など様々な団体に所属して活動している方も多く見られます。この会の基盤は安定しているように思いますが、他地区同様、会員の高齢化で、会員数の減少は続いています。

### 《更生保護女性会の活動》

更女の活動は「更生保護女性会綱領」の次の3項目を指針として活動しています。

（1）私たちは、一人ひとりが人として尊重され、社会の一員として連帯し、心豊かに生きられる明るい社会を目指します。

「一人ひとりを人として尊重する」ことは、今の社会が目指している方向でもあります。役員会・理事会で共通理解を図りながら取り組みを進めています。

市の“社会を明るくする運動”には積極的に参加して活動しています。

（2）私たちは、更生保護の心を広め、次代を担う青少年の健全な育成に努めるとともに、関係団体と提携しつつ、過ちに陥った人たちの更生のための支えとなります。

「青少年の健全な育成」は、明るい社会づくりには最も大切なことと思われます。更女会員は会の活動以外にも、学区ごとに行われている登下校時の見守り活動、乳幼児の親子とのふれあいを通じた子育て支援活動、子ども食堂等に関わっている方は多くいます。他の団体を通しての様々な活動を個々に行っています。

「過ちに陥った人たちの更生のための支え」として、更生保護施設くにたち安立において、更女は年3回調理を担当し、温かい料理を作り、寮生や職員の方々と一緒に食事会をし、交流しています。家庭の味を味わってほしい、心に潤いを持ってほしいと願いながら行っています。寮生の自立に向けてのプログラムとして、年9回のクッキングスクールでは、寮生が自分で簡単な料理が作れるよう更女はサポートしています。一緒につくり、一緒に食べ、言葉を交わし、再犯に陥ることがないようにと願って活動しています。

(3) 私たちは知識を求め、自己研鑽に励むとともに、あたたかな人間愛をもって明るい社会づくりのために行動します。

「自己研鑽」は個々にあらゆる機会を通して行っていると思いますが、会としても研修の機会を作っています。統括保護観察官に講演をお願いして『更生保護の現状』について講演していただきましたが、その際は全ての会員の方々に呼び掛けて行いました。理事と事務局職員で府中刑務所を見学して、刑務所・服役者の現状を学んだりしました。また、身近な講師から『薬物乱用の現状』について学んだりしてきました。北西関係、または他団体の企画された研修も紹介し、参加を呼び掛けたりしています。

特に明るい社会づくりのため、市の“社会を明るくする運動”には力を注ぎ、一般の方々にも参加していただくよう、声をかけたり、チラシを配ったりして呼びかけています。他にも市の福祉のつどいや、福祉バザー、矯正展で行われるバザーにも参加し活動しています。

会員は、様々な団体に所属していて多忙な日を送っている方が多く見られます。健康第一で、決して無理のない活動を続けていただくことを願っています。

## 6 社会を明るくする運動

国立市社会を明るくする運動 副推進委員長  
北多摩西地区保護司会国立分区 分区長 大島 克己

社会を明るくする運動（以下「社明」と言います。）は戦後の荒廃した社会に危惧した銀座商店街の有志がはじめたとされる市民由来の運動です。第74回の社明のテーマも「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の力」です。総理大臣メッセージでも「共に支え合うことができるよう、包摂的な地域社会の実現を目指すことが重要です。」と述べています。地域の力で包摂社会を実現することが社明の目指す方向性であることは明快です。

社明についての法務省が出している文書を分析し、見える化をしてみると右下の図のようになります。

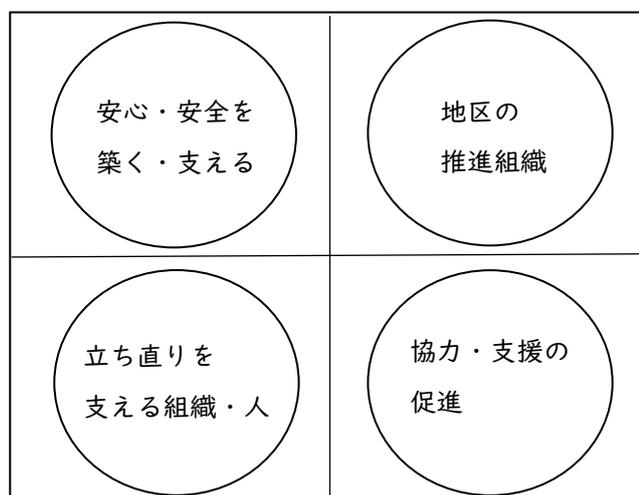
更生保護に限らず様々な社会的な支援を必要とする運動の解決策を提示するためのよくあるポジショニングマップです。

図示はできても実際に運動に取り組むとなるとこれが非常に難しいです。特に支援する人の組織作りは苦勞します。

国立市の社明は周辺市からは上手く機能しているとの評価が高いです。その理由としては社明の原点である市民運動への回帰を目指しているからだと考えています。

全国的な運動である社明はともすると保護司の運動であるとの認識が定着し、市民運動としての取り組みには至っていないのが現実です。国立は立ち直りを支える組織や人が保護司だけで構成されていないことが最大の特徴です。多くの多様な価値観を持つ市民が立ち直りを支えているのです。

2022（令和4）年度に実施した映画会「プリズンサークル」には多くの市民の鑑賞者があり今後の社明運動の啓発や参加に寄与しました。2024（令和6）年度に実施した刑務所作業製品の販売会では保護司以外の市民の企画・運営参加者は55名（内高校生・大学生は15名）で年代も10代から80代までの多様な年齢層や職業のボランティアが参加してくれました。今後はボランティアの一層の増加をねらい市民運動としての定着と包摂社会の実現を目指していきます。



---

## 社会を明るくする運動の活動紹介

本運動は保護司会を中心に、更生保護女性会、民生委員・児童委員、青少年健全育成地区委員会、自治会など幅広い関係者と協働して活動しており、刑務所作業製品即売会、映画上映会、講演会などを開催してきました。

その過去の事業において、2020（令和3）年度から2023（令和5）年度にかけて3年間実施した「児童・生徒のアイデア・意見募集」を紹介します。

本事業は新型コロナウイルス感染症拡大により毎年7月に実施している当運動のメインイベントであった「音楽・パフォーマンス祭」が中止となり、このような状況下においても子どもたちに本運動の趣旨を考えていただく方法が無いか模索し始まった事業で、3年間で多くのアイデア・意見の提出をいただきました。

提出いただいたアイデア・意見の中から、各年度の最優秀賞作品を以下のとおり掲載いたします。

---

### （1）2021（令和3）年度 最優秀賞作品

#### ①中学校の部

テーマ：あなたが国立市長だったら「非行やいじめ、犯罪のない国立市」をつくるためにどんなアイデアを提案しますか？

国立市立国立第二中学校 2年 池野 華

犯罪を犯す人には、何かそのような事をしてしまった原因がある。だから私は、犯罪を犯した人が百パーセント悪いとは思わない。

もちろん犯罪は悪いことで、しっかりと罪を償わなければならない。自分のした事を反省し、償い、また一から進み出そうとする人もいる。しかし、世の中はそんなに優しくない。元犯罪者と聞けば、きっと多くの人が否定的なイメージを持つだろう。私も、その中の一人なのかもしれない。本人がどれだけ更生しようと努力しているとしても、世の中から偏見の目を向けられてしまうのは、残念だが事実である。そして、そのような偏見の目は彼らを苦しめ、孤独にし、もう一度犯罪の道を走らせてしまうのではないだろうか。

過去に犯罪を犯し、更生に向けて努力している人にしか分からない事がある。そこで私は、そのような人から話を聞く機会を作ったら良いのではないかと考えた。どうして犯罪に手を染めてしまったのか。一度でも犯罪を犯せばその先にどんな辛い事が待っているのか。彼らの、一人の人間としての人生の経験を聞いて知る事で、犯罪の罪の重さを実感すると共に、犯罪者に「悪者」という、レッテルをはってしまっている世の中の違和感に気が付く事ができるのではないか。そのような人が増えて行けば、世の中は変わって行けると、私は思う。

更生に向けて努力しているとは言え、一度犯罪を犯した彼らに対して恐怖を抱いてしまうのも無理は無い。だが、よく考えてみてほしい。彼らが自分に何をした。危害を加えられたのか？迷惑をかけられたのか？そう、彼らは私達関係の無い人間には何もしていない。犯罪の被害にあった人が彼らの事を憎み、恨む。それは当たり前前の事だ。私は、よく知りもしない関係の無い人間が、彼らに偏見の目を向け、孤独にさせるといふのは、少し違うような気がする。だから一人一人がもう少し優しくなり、受け入れてあげる心を持てば、更生に向けて努力する彼らも、少し生きやすい世の中になると思う。そうすれば、彼らが再び犯罪を犯してしまう事も無くなり、結果的に犯罪を減らして行けるのではないか。

また、この提案には一つ大事な事がある。それは、彼ら自身が直接話しをするという事だ。学校の先生や警察官が話す機会は今までにもあった。しかしこれには、当事者である人間が話す。という事に意味がある。経験が無い人よりも、実際に経験してその事を悔やみ、更生するために頑張ってきた人の話のほうが、心に響くと思うからだ。

「犯罪」それは、今も昔もずっとこの世の中に在り続けている。正直、犯罪を0にするというのには不可能だと思う。最近増えてきているネット上での誹謗中傷だって、立派な犯罪だ。どんな場面であっても、相手を傷つけ、追い込み、孤独にさせてはいけない。だからもっと一人一人が相手の気持ちを考え、優しい心を持って欲しいと、私は願っている。

## (2) 2022 (令和4) 年度 最優秀賞作品

### ① 小学校の部

いじめを見たら何を考え、どう行動するのか

国立市立国立第八小学校 6年 山根 里咲

「いじめを発見したときにどうするか」

私は、まずいじめられた側といじめている側の二人の気持ち・心情を知る必要があると思います。いじめられた側がどんな気持ちになるか。私は「つらい」「悲しい」「もう外に出たくない」などと感じてしまうと思います。逆にいじめた側は、自分の周りの環境に「不安」や「不満」があり、何かしらの問題を抱えながらも、だれにも相談できず他人に当たっているんだと思います。

人の心の奥にある本当の気持ちは表面化しづらいものなので、私はどのように接するかが問題になってくると思います。だから私はまずは自分自身ができることをできる限りやりたいです。

いじめられている人との接し方

いじめられている人には、毎日声をかけてあげたいです。

「おはよう」「バイバイ」「また明日」などの一言だけでもあいさつや声がけをすれば、その子の気持ちが少しは楽になると思います。また、タイミングが良いときに「困っていることがあったら聞くよ！教えてね。」などの言葉をさりげなく伝えることも重要だと思います。

いじめのニュースで取り上げているのは、いじめられた側の被害が報道されていますが、私はいじめた側も大きな問題・小さな問題を必ず抱えていると思います。なので、まずいじめた側の気持ちを整理させてあげるべきだと思います。その子が気持ちの整理をしないと、またいじめをしてしまう可能性があるからです。正直いじめがなくなるとは思いません。でも、起きてはいけないことだと思います。いじめを少しでも減らすために、人として何ができるかを考え、それが社会全体のいじめに対する取組につながれば良いなと思います。

もっと具体的に何をすべきか

1. 「いじめ被害者との関係を持つ。」

無視や陰口によってグループの中で孤立してしまうと、「自分はいじめられて当然の存在なんだ」「自分の味方なんて一人もいない」といった思考になってしまうと思います。

すると、他者への不安が広がり助けが求められなくなったり、力になろうとしてくれる人の手もふり払ってしまうようになると思います。

## 2. 「学校の先生や親に知らせる」

いじめはなかなか周りから気づくことができません。

そのため、まずは信頼できる大人に相談するべきだと思います。

もし、自分が相談したと知らせるのがこわければ、匿名で投書箱に手紙を書くなど、色々な工夫をすることができると思います。

## 3. 「記録を残す」

例えば・・日時、誰が、何をしたなどを記録するだけでも、十分な証拠になります。もっと具体的にメモをすれば先生は加害者に対してきちんと対応すると思います。

## 4. 「いじめた側の心のケア」

ニュースで報道されたりする時も、いじめられた側のことは情報が多く出ているけれど、いじめた側の情報はあまり出てきません。その後、いじめた側の人はどうなったのかなどは一切聞こえてきません。いじめがなくなる大きな理由の一つに、「いじめた側の心のケアをする。」というシステムが抜け落ちているのではないのでしょうか。いじめた側の身の回りの環境を調べ、何に対して不安や不満を感じているのか、それを少しずつ改善していくためにどうすればいいのか、いじめた側の子とその子の親も含め、ケアの専門家としっかり話し合っ、向き合っていくべきだと思います。

## ② 中学校の部

### 「犯罪や非行のない安全で明るい地域社会」を実現するアイデア

国立市立国立第三中学校 3年 東 美桜

「犯罪や非行が多い地域」とはどんなところかを考えると、自然よりも建物が多く、モノにあふれ、様々な国や地域から人が集まる都会をイメージします。例えば、日本では渋谷、海外ではニューヨークのようなところです。その反面、色々な文化が生まれ、最先端の流行を発信する「怖くて危険だけどカッコイイ」というイメージもあります。反対に「犯罪も非行もない安全な地域」とはどんなところか。簡単に言えば、都会とは逆の田舎です。自然豊かで建物や人が少ない場所をイメージします。それだけで十分素敵な街ですが、はたして「明るい地域」といえるのでしょうか。「明るい地域」というのは、「魅力のある街」だと思います。住む人や訪れる人が、「こんな街だ」と言える何かがあれば、街に活気や自信、誇りが生まれ、結果的に「明るい地域社会」になると思います。そのためには、目に見て分かりやすく、言葉で伝わりやすい、「カッコイイ」に代わる「犯罪や非行」とはかけ離れた、みんなが共有できる言葉が必要だと思います。

そこで私が提案したいのは、『SWEET 運動』です。みんながよく知っている「甘い」という意味だけでも、国立にはスイーツの美味しいお店がいっぱいあるので、

ぴったりだと思いますが、SWEETという言葉には「かわいい」「やさしい」「親切的」という意味もあります。つまり、「やさしくて、親切的な人が集まる、かわいい街」にしようという運動です。

具体的には、①SWEETだと感じた街の風景や、出来事を書き込んでもらえるサイトをつくったり、SNSを利用して、国立市のSWEETな部分を、みんなで共有できるようにします。②その投稿を「国立だより」や市のホームページに載せます。③投稿が選ばれた人や、SWEETな人、会社、お店と紹介された人には、「SWEETポイント」や「SWEETステッカー」をあげます。そのポイントでスイーツと交換できたり、一部税金が免除されたり、家賃の一部を国立市が負担します。④SWEETな会社や人を集め、国立市で何かを決めるとき、「SWEET会議」を開いて参加してもらいます。⑤どんな街がSWEETなのかや、街のここがSWEETじゃない、ということなどを全住民に向けて定期的にSNSでアンケートを取り、「SWEET会議」で解決していきます。⑥国立市のすべてにおいて、最終的にSWEETかどうかを基準とします。

「SWEET」という言葉にはいろいろな意味があり、あいまいなイメージなので、それがSWEETなのかは人によって違うと思いますが、みんなでSWEETの意味を考え、共有することで、国立市の特徴が「SWEETな街」となっていき、「犯罪や非行のない安全で明るい地域社会」をつくることにつながると思います。

---

### (3) 2023 (令和5) 年度 最優秀賞作品

#### ① 小学校の部

##### 心の図書室

国立市立国立第二小学校 5年2組 池田 結羽

わたしが市長になったら、教室に行きたくないときの逃げ場として「心の図書室」という図書室を作りたいです。この図書室は学校で教室にいたくないときに授業中でも居場所として来ることができます。

わたしの学校にも悩みがある子供の教室や、カウンセラーさんが来る時間はあるのですが、「心の図書室」には大きく違うところがあります。それは自由にいつでも子供だけで来ることができるところです。今ある制度は予約が必要なので、悩みを大人に言わなければなりません。子供にとって大きな勇気が必要になってしまいます。いじめという深刻な問題ならなおさら言いにくいと思います。そして相談できず問題解決できません。でもここならその心配は必要ありません。

なぜ図書館にしたかという、昔わたしは休み時間にみんなの輪に交じることができず図書室に行っていたのですが、本を読んでいるととても落ち着いた気持ちになれたからです。そして図書館ならたとえ一人でも、やることなくならずにすみずみます。

さらに「心の図書室」にはカウンセラーさんがいるので、その人と話すこともできます。カウンセラーさんは何があったかは無理に聞きません。まだ悩みを話す気持ちにはならない時でも静かに見守ってくれます。

そしてここは教室にいたくない子が集まるので同じように悩みを抱えている子と雑談することもできます。このとき同じように悩みを抱えている子がいるとわかるだけでも気持ちが楽になるかもしれません。

わたしはいじめを「心の図書室」でなくしていけると思います。

なぜかというともし学校などでいじめがあったら教室に行きたくなくなり「心の図書室」に来ると思います。そしてカウンセラーの先生や、同じ境遇の子と話をし時間をかけて打ち解けて行くことができ、相談する勇気が待てるようになると思うからです。だから「心の図書室」のような場所を作れば、時間はかかるだろうけれどいじめをなくしていけると思います。

## ② 中学校の部

### 闇バイトをしない勇気

国立市立国立第三中学校 1年 藤谷 芽生

SNSの普及による犯罪の中で私が特に気になったことの一つに、闇バイトがあります。

今年5月に銀座の高級時計店に強盗が入りました。私が驚いたことは、実行犯が強盗のプロではなく、闇バイトによって集められた普通の少年だったことです。

闇バイトとは、主にSNS上で募集されている犯罪の勧誘です。普通の広告のように誰もが気楽にアクセスできるようなサイトに載せられています。『高収入』『資格なし』『年齢学歴不問』『短時間』などといった謳い文句で若者を集めています。一度応募してしまうと、言葉巧みに個人情報聞き出され、犯罪だと気づいたときにはもう引き返せない状況に追い込まれてしまっています。断ろうとすると個人情報をもとに脅されるので、警察に逮捕されるまで犯罪に加担し続けることになってしまうのです。

SNSが普及したことにより、いつでも、誰でも、簡単に情報をやり取りできるようになりました。しかし、匿名性が高いため、真偽や善悪が分かりにくい情報もあふれています。お互いの顔が分からないので、悪意のある情報を発信しやすくなったり、どんな情報もすぐに信じてしまったりするのです。また、クリック一つで応募できるので、思い立ったらすぐに行動できます。物事をじっくり慎重に考え、判断することをしなくなったり、周りの家族や友人に相談する機会も減ってしまっています。

SNSを使えば、遠くの友人と連絡が取れたり、たくさんの人と関わったりします。日常生活では出会うことができない人々とつながることもできます。災害が起きたときには、被害の状況や現状を人々にいち早く知らせることができたり、避難などに必要な情報を受け取ったりすることができます。SNSによってスムーズになったこともたくさんあり、SNSは正しく使えば人を幸せにする道具です。

SNSを使った犯罪に関わらないためにはまず、日頃から実際に家族や友人と会って、コミュニケーションを取る機会をつくるのが大切です。自分一人だけではなく、他の人の意見も聞くことで、より正しい判断を下せるでしょう。世の中においしい話はありません。楽をして大金を手にしようという浅はかな考えは捨てるべきです。

また、もし万が一闇バイトに応募してしまったら、気づいた時点ですぐに家族や友人、警察に相談する勇気を持つことも大切です。自分一人で悩んだり苦しんだりしないで、自分を大切に守ってくれる人は、現実世界にもたくさんいるということを忘れないでほしいと思います。私は未来を背負う一人の若者として、SNSの良さを楽しみながら、SNSの闇に飲み込まれないように気をつけていきたいと思っています。

## 7 北多摩西BBS会

会長 柴 香里

会員 藤原 紀威 松本 宗一

(1) BBSとして活動するまでの経緯について教えてください。

【柴会長】

母が保護司をしており、私は教育学部で教員を志望する大学生だったので、母の対象者の少年、少女が面接に来た時などおしゃべりをする機会もあり、親しくなるうちに、中学生なのに実は九九がわからないので数学の計算ができない、国語の漢字もほぼ読めない、音読も大変、英語なんてまず無理というような状況に置かれていて、きちんとした学校教育を受けられないまま放置されてきたことが非行の原因の一つになっていることを知り、高校受験を目指してだんだんと勉強を教えるようになりました。少年院で初めて読書や勉強の楽しさを知ったという少年もいて、本当に驚きました。

そんな時に、母の保護司の先輩の娘さんが立川BBS会の会長としてBBS活動をしており、少年たちの更生保護にかかわりたいのならぜひ入会してほしいといわれ、活動を始めました。

【藤原会員】

私はBBSを知るきっかけになったのは、以前勤務していた矯正施設での職員向けの雑誌です。その雑誌には、保護司会、更生保護女性会とともに更生保護を支える民間のボランティア団体としてBBSが紹介されていました。私は今後の自身のキャリアパスのためにも、こうした少年司法分野におけるボランティア団体の知識、経験が必要であると思うようになり、保護観察所に連絡、入会させていただきました。

【松本会員】

私はこれまで、高齢者施設等で福祉の仕事をして来ました。現在障害者支援を行う法人で勤務しておりますが、そちらで出会う利用者の中には、児童養護施設出身の若い方も少なからずいらっしゃり、児童と関わる経験がなかった自分にはわからない事も多くありました。そういった戸惑いを感じている時期に、以前一緒に働いていた方からBBSについて知らされました。児童養護施設を見学したり、イベントの手伝いをしたりといった活動内容から、自分の現在の仕事に結びつく知識も多く得られるのではないかと考え、入会を決めました。

これまでの福祉の仕事で関わって来た方の中に、法に触れる行為で刑務所に入っていたお年寄りもいらっしゃったので、更生保護に関わるボランティアと聞いても、特にネガティブな感情にはなりませんでした。

## (2) BBSの活動について、教えてください。

### 【柴会長】

BBSは、Big Brothers and Sisters Movementの略称で問題を抱える少年たちの兄、姉として更生を支援しようという青年ボランティアの活動です。1904（明治37）年にアメリカのニューヨークの少年審判所の書記官が罪を犯す少年たちに心を痛め、同じ教会の若者たちに兄としてかかわることを依頼したところ、更生につながったことから広がり、日本では朝の連続ドラマ「虎に翼」でも紹介されましたが、1947（昭和22）年に戦災孤児の少年たちを大学生が支援したことから

BBS活動は始まりました。法務省保護局の支援を受けて80年近い歴史があります。最近は保護観察などの非行に走った少年たちを対象とする学習支援などの活動だけではなく、生きづらさを抱える子どもや若者にも対象を広げ、子ども食堂や、児童養護施設などの支援も行っています。

## (3) BBSの活動のやりがいについて教えてください。

### 【柴会長】

BBS活動の特徴とされてきた「ともだち活動」で、保護観察中の少年、少女を保護観察官や保護司と協力して見守り、学習支援などを行って良好解除になるまで面倒をみることに達成感を感じるというのが一般的ですが、現在は子どもの減少と共に非行少年も減り、ともだち活動の機会も減っています。

しかしながら、児童養護施設や小・中学校などでの活動の機会もあるのでいつでも対応できるように定例会や研修会などで自己研鑽に努めることと、保護司会や更生保護女性会、更生保護施設関係者などの更生保護への志を同じくする関係団体のみなさんとの国立駅前でのリカバリーマーケットなどの活動に参加し、楽しく交流することにやりがいを感じています。

### 【藤原会員】

BBSを行う上でのやりがいは、現状少子化の影響もあり、非行をした少年が減少し、友だち活動の機会が減少する状況で、なかなかやりがいをみつけることは難しいかとは思いますが、私は更生保護の分野で、犯罪を防止するため社会のため様々な関連する団体の方々と活動している充実感、使命感のなかにやりがいを見出すようにしています。

また、現状我々が行っている更生保護の活動はまだまだ世間一般では認知されていないと感じるので、この活動で培った知識、経験を他の人々に少しでも多く伝えることもやりがいになると考えています。

### 【松本会員】

先述のように、実際に更生保護の対象者と関わる機会は限られていますが、イベント参加を通して、間接的にそういった方々の立ち直りに関わる事ができているのは

やりがいにつながっています。また、他地区のBBS会に所属している学生の皆さんと交流する事も、自分にとって良い刺激となっています。学生の皆さんは、対象者の少年達と同世代なので、彼等と交流する事で現代の若者のノリに触れられますし、彼等のボランティア活動に対する真摯な姿勢には学ぶべき点が多いと感じています。

**(4) BBSの活動で現在工夫していること、気を付けていること、今後の活動の展望などについて教えてください。**

**【柴会長】**

BBS活動は、本来、大学生など青年によるボランティア活動として続いてきましたが、学生は卒業と同時に活動から離れてしまうため、私たちの会は社会人が主となり、大学生の勧誘に工夫が必要で、SNSでの呼びかけや活動経費の負担軽減などをしておりますが、なかなか入会がなく、苦勞しているところです。実際に、家庭によっては大学進学など考えられない場合もあり、大学生に会ったことがないという中学生もおり、年齢の近い学生ボランティアの存在は必須なので今後も募集していきたいと思えます。

また、罪を犯した人も普通の人間であることを広く理解していただき、再犯を防ぐべく、何度でもやり直しができる、誰もが生きやすい明るい社会づくりに向けて、他の更生保護関係団体の皆さんと共に活動ができればと考えています。

## I 再犯防止推進法（概要）

### 1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

### 2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

### 3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に收容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

### 4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

### 5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

### 6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

## 7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
  - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
  - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
  - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

## 8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勧案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

## 9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

## 10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

## 11. 基本的施策

### 【国の施策】

#### 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

#### 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

#### 社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

#### 再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

### 【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

## 12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

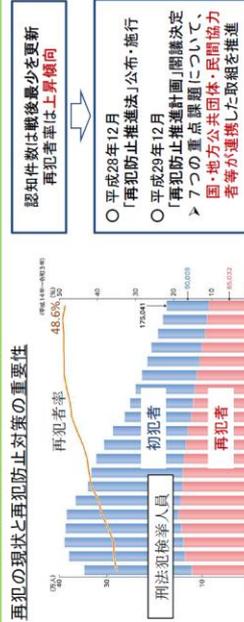
## 2 第二次再犯防止推進計画（概要）

### 第二次再犯防止推進計画（概要）

計画期間：令和5年度から令和9年度

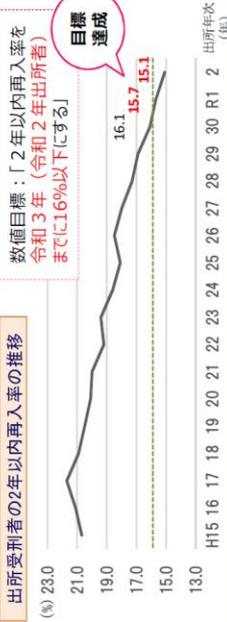
#### I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

##### 第二次再犯防止推進計画策定の経緯



##### 第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 適期放免者対策の充実強化
  - 矯正施設在留中の生活環境の調整の強化
  - 更生保護施設による訪問支援事業の開始（R3.10～）
- 地方公共団体との連携強化
  - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施（H30～R2）
  - 地方再犯防止推進計画の策定済み（R4.10.11）
- 民間協力者の活動の促進
  - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり



##### 第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた、**鳥の長い**支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた**地域支援連携（ネットワーク）**拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、**国・地方公共団体・民間協力者等**の連携を更に強固にすること。

#### II 今後取り組んでいく施策

##### 7つの重点課題とその具体的施策

- ① 就労・住居の確保
  - 就業訓練施設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の**特性**に応じた**再就労作業**の実施
  - 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
  - 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
- ② 住居の確保
  - 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた**処遇**（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行うための**体制整備**
  - 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
  - 高齢者又は障害のある者等への**支援**
  - 福祉的支援のニーズの**適切な把握と動機付け**の強化
  - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
  - 被疑者等段階からの生活環境の調整等の**効果的な入口支援の実施**
- ④ 薬物依存の問題を抱える者への支援
  - 矯正施設及び保護観察所における一貫した**専門的プログラム**の実施
  - 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、**自助グループ**等の**民間団体との連携強化**
  - 増加する大規模事犯に対応した**処遇の充実**
- ⑤ 学校等と連携した**修学支援**
  - 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
  - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導における**ICT**の活用**の推進**、在院中の通信制高校への入学
  - 学校や地域社会における**修学支援**の充実、地域における**非行の未然防止**
- ⑥ 犯罪をした者等の**特性**に応じた**効果的な指導**
  - 矯正施設等の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した**処遇の充実**
  - 若年受刑者に対する少年院の**ノウハウ**や設備等を活用した指導、特定少年に成年としての**自覚・責任**を喚起する指導
  - 性犯罪やストーカー・DV被害者、女性等の**特性**に応じた指導等の充実
- ⑦ 民間協力者の活動の促進
  - 持続可能な保護司制度の確立と**そのための保護司**に対する支援
  - 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動の**デジタル化**の推進
  - 地域の**民間協力者**（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の**積極的な開拓及び一層の連携**
  - 民間事業者の**ノウハウ**等を活用した再犯防止活動の促進
- ⑧ 地域による**包摂**の推進
  - 国・都道府県、市区町村の**役割の明確化**
  - 地方公共団体の取組への支援
  - 地域による支援の再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への**情報・知見**の提供
  - 地域における支援の連携強化
  - 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における**地域援助の推進**、更生保護地域連携拠点事業の充実
  - 相談できる場所の充実
  - 保護観察所による**閉鎖終了者等**に対する**援助の充実**、更生保護施設による**訪問支援事業の拡充**
- ⑨ 再犯防止に向けた**基盤の整備**
  - 矯正行政・更生保護行政の**デジタル化**とデータ活用による**処遇等**の充実、情報連携と再犯防止施策の**効果検証**の充実、**人的・物的体制**の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく**具体的施策の実施状況・効果**について**適切にフォローアップ**

① 麻薬中毒の再犯者数及び再犯率  
② 新受刑者中の再入再又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合  
③ 出所受刑者の2年以内再入率  
④ 主な罪名、特種別2年以内再入率  
⑤ 出所受刑者の3年以内再入再入率  
⑥ 主な罪名、特種別3年以上再入再入率  
⑦ 保護観察付（全部）執行猶予者及び保護観察処分少年の再犯発生率及び再犯処分率

### 3 第二次東京都再犯防止推進計画（概要）

## 第二次東京都再犯防止推進計画の概要

### 計画の位置付け

- ・ 再犯防止推進法（平成28年12月施行）に基づき、都は、令和元年7月に東京都再犯防止推進計画（以下「第一次計画」という。）を策定
- ・ 第一次計画に基づく取組の検証を踏まえ、国の第二次計画（令和5年3月策定）を勘案し、第二次計画を策定
- ・ 計画期間：令和6年度から令和10年度まで

### 基本的な方向性

- ① 東京都・国・区市町村・民間協力者等の各主体による更なる連携強化
- ② 再犯防止に資する幅広い情報を、多様な方法で支援者に提供
- ③ 住民に最も身近な区市町村と共に息の長い支援を実現

### 主な取組

#### 1 就労・住居の確保等

- 【就労の確保等】
- ・ ソーシャルファームの創設を促進（産業労働局）
- 【住居の確保等】
- ・ 公共住宅等や住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を活用（住宅政策本部）

#### 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

- 【高齢者又は障害のある者等への支援等】
- ・ 「地域生活定着促進事業」において、高齢又は障害又は障害により福祉的支援を必要とする矯正施設出所予定者等に対し、特別調整への協力等を実施（福祉局）

#### 【薬物依存を有する者への支援等】

- ・ 区市町村等の一次相談窓口と、都立（総合）精神保健福祉センター等の専門相談機関や警視庁、薬物治療医療機関等の関係機関の連携により、薬物依存からの回復を支援（福祉局、保健医療局、警視庁）

#### 3 非行の防止・学校と連携した修学支援等

- ・ 都内の小学校で、子供の万引き防止をテーマとした音楽劇等を実施することで、子供の規範意識を醸成（生活文化スポーツ局）

#### 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等

- ・ 犯罪をした者やその家族等を対象に相談窓口を設置（生活文化スポーツ局）

#### 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

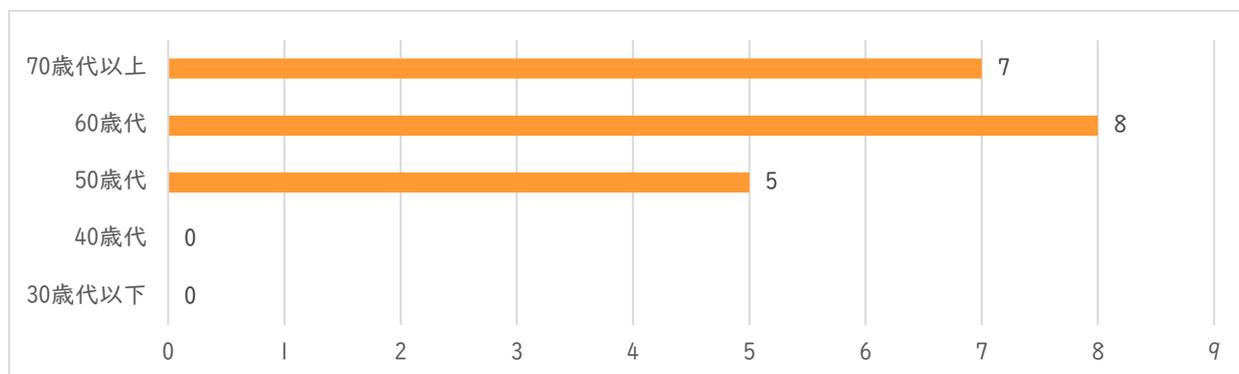
- ・ 再犯防止に関するポータルサイトにより、都内の支援機関・相談窓口等の情報を提供（生活文化スポーツ局）
- ・ 保護司等支援者の活動の一助とするため、ガイドブックを作成（生活文化スポーツ局）
- ・ 国と連携して、老朽化した更生保護施設の改築の施設整備補助を実施（福祉局）

#### 6 再犯防止のための連携体制の強化等

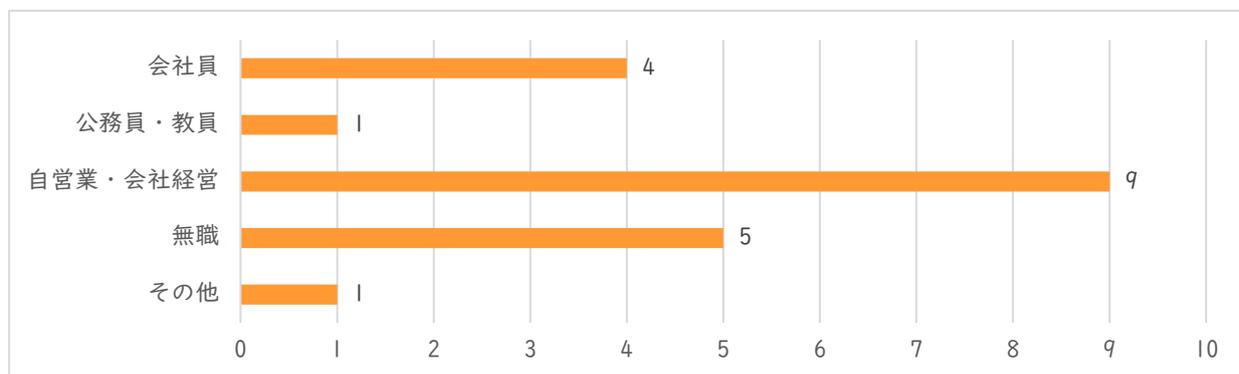
- ・ 「東京都再犯防止推進協議会」において、再犯防止に向けた都内の支援連携体制を充実・強化（生活文化スポーツ局）
- ・ 「再犯防止等の推進に向けた区市町村担当者連絡会」を開催（生活文化スポーツ局）
- ・ 区市町村に対する住民からの相談を適切な解決につなげるフォローアップ等（生活文化スポーツ局）

## 4 再犯防止の推進に関する保護司アンケート集計結果

### 問1 年齢を教えてください（1つ選択）



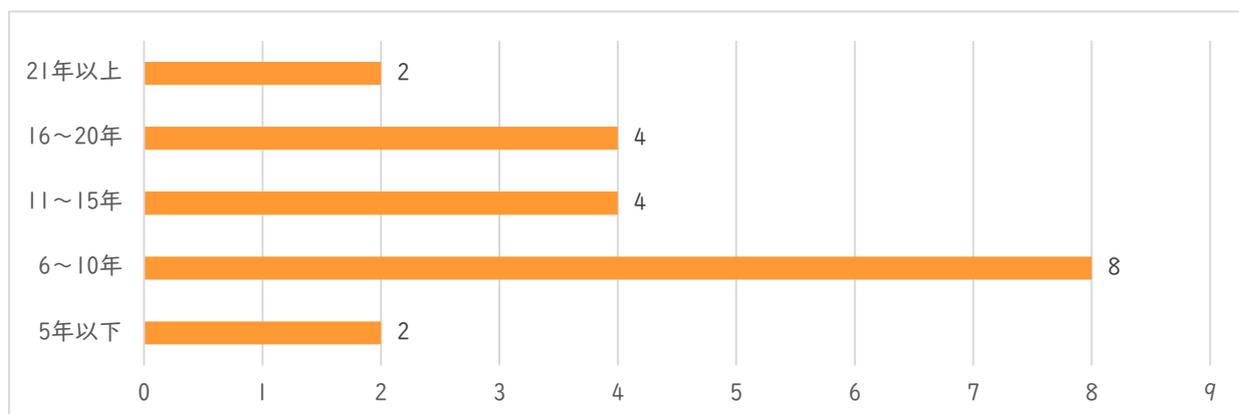
### 問2 現在のご職業を教えてください。（1つ選択）



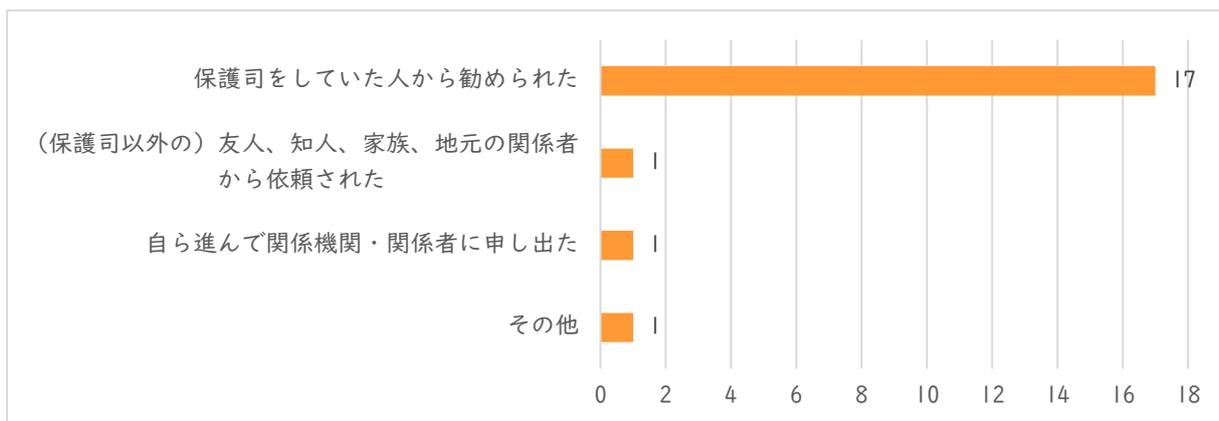
#### 【その他】

◆更生保護施設 補導員

### 問3 保護司としての活動年数を教えてください。（1つ選択）



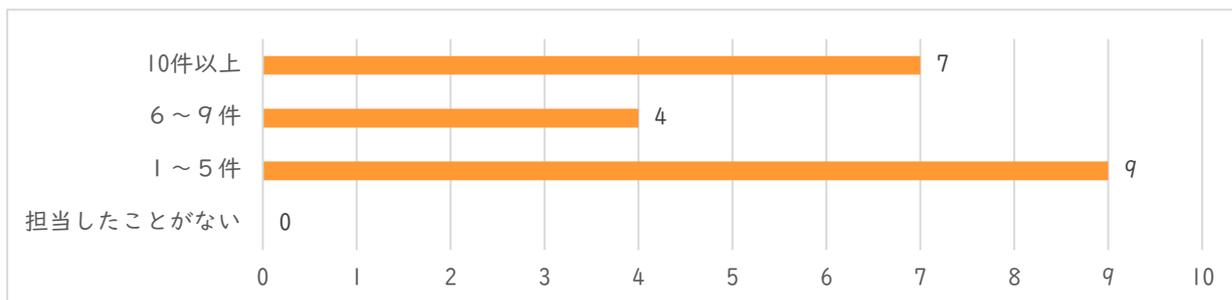
**問4 保護司となられたきっかけは何ですか。（1つ選択）**



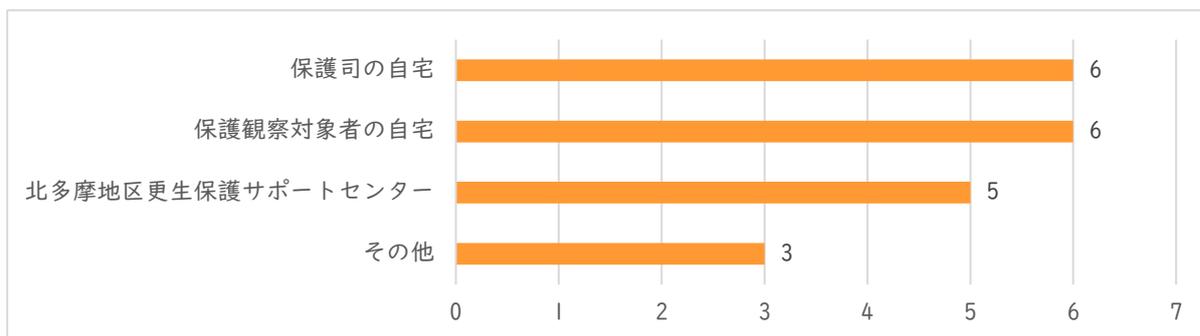
**【その他】**

◆更生保護施設で保護観察対象者との関わりのため。

**問5 これまでに何件くらいの保護観察事件を担当したか教えてください。（1つ選択）**



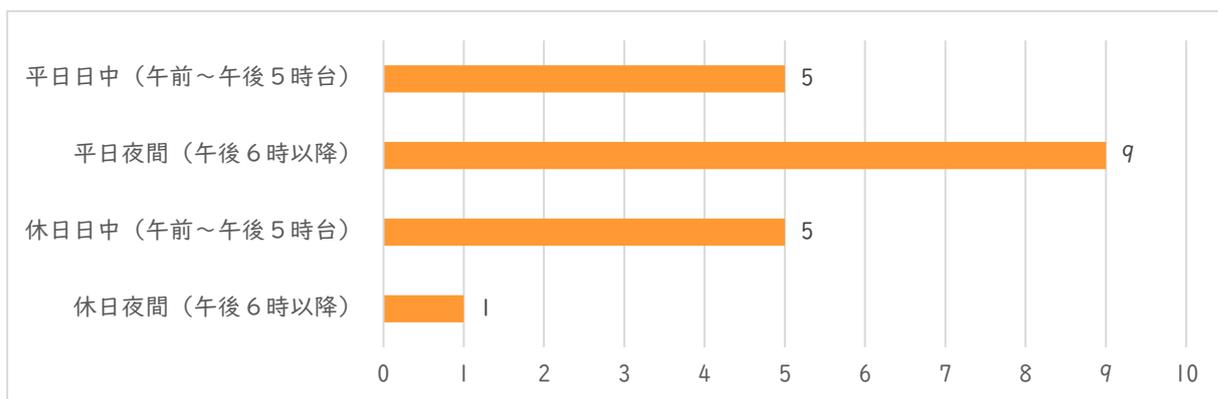
**問6 保護観察対象者との面接で最も多く利用する場所を教えてください。（1つ選択）**



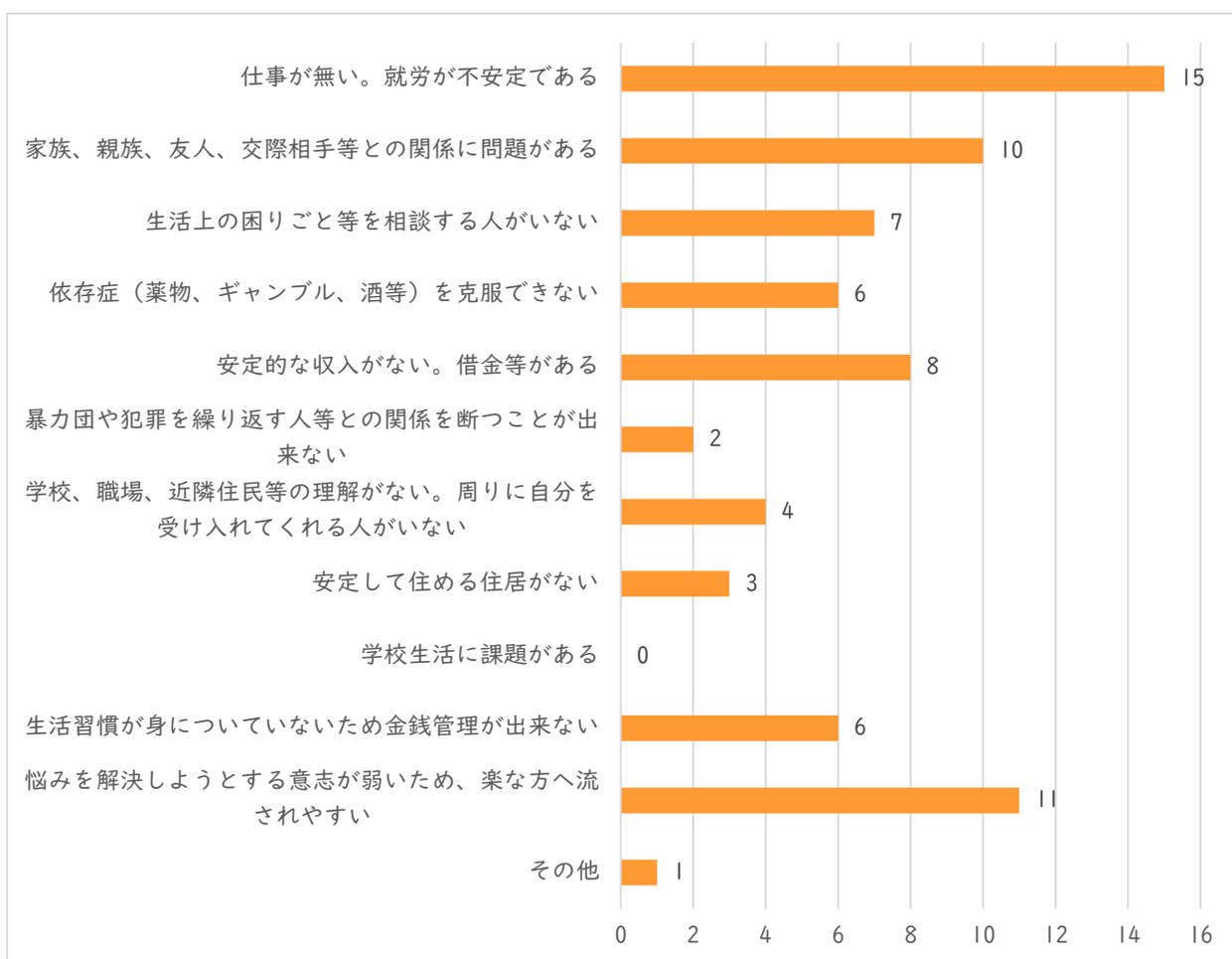
**【その他】**

◆保護施設内、ファミリーレストラン等、自身経営の会社内

**問7 保護観察対象者との面接は、どの時間帯に行うことが多いですか。  
(1つ選択)**



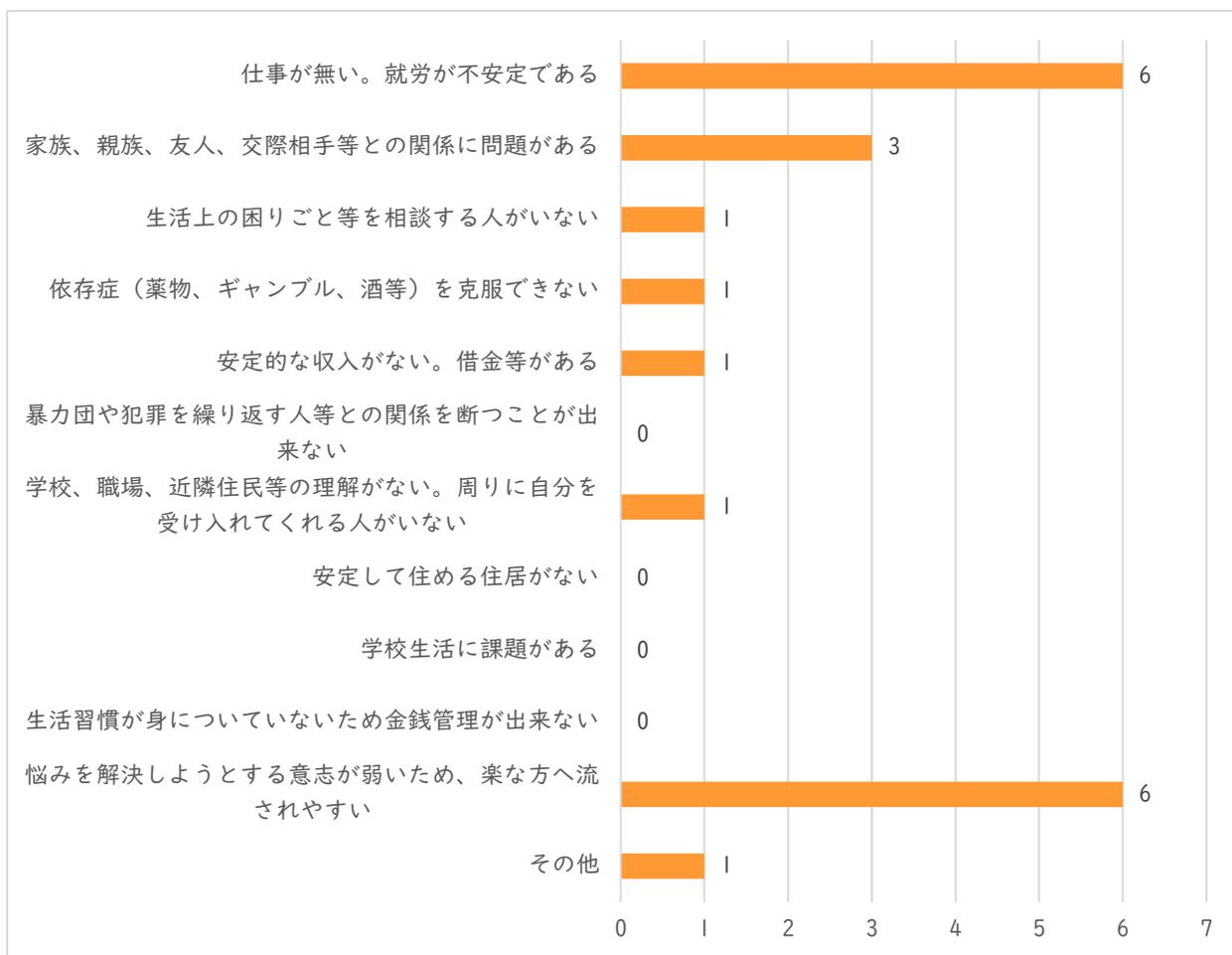
**問8 犯罪や非行をした人が抱えている悩みは何ですか。（複数回答可）**



**【その他】**

- ◆精神的な不安で薬がやめられない

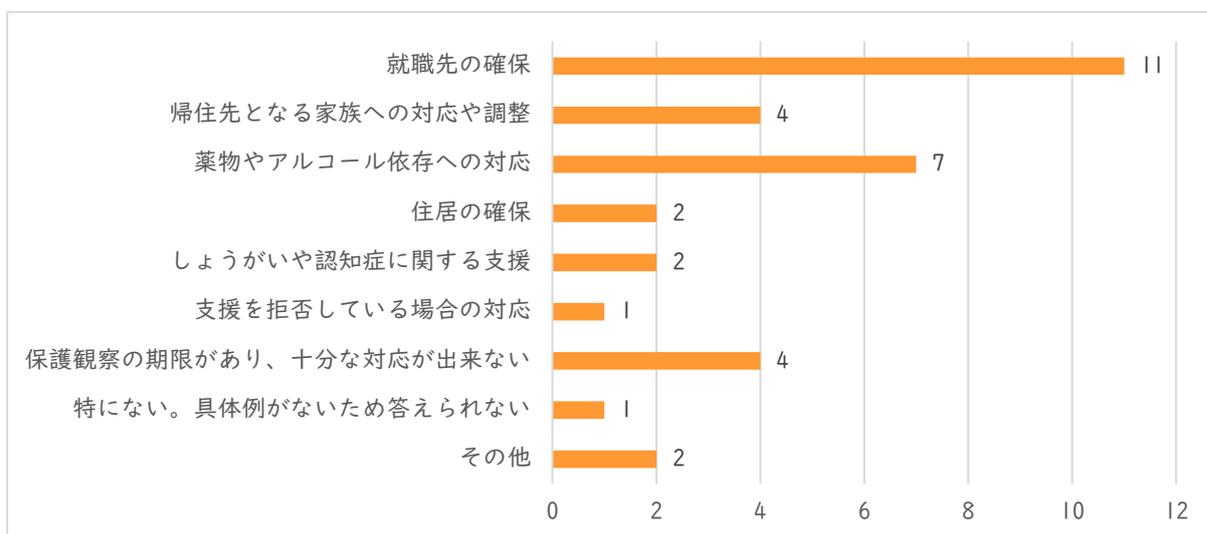
**問9 犯罪や非行をした人が再犯に至ってしまう一番の理由は何だと思われますか。（1つ選択）**



**【その他】**

◆犯罪に対して罪の意識が希薄

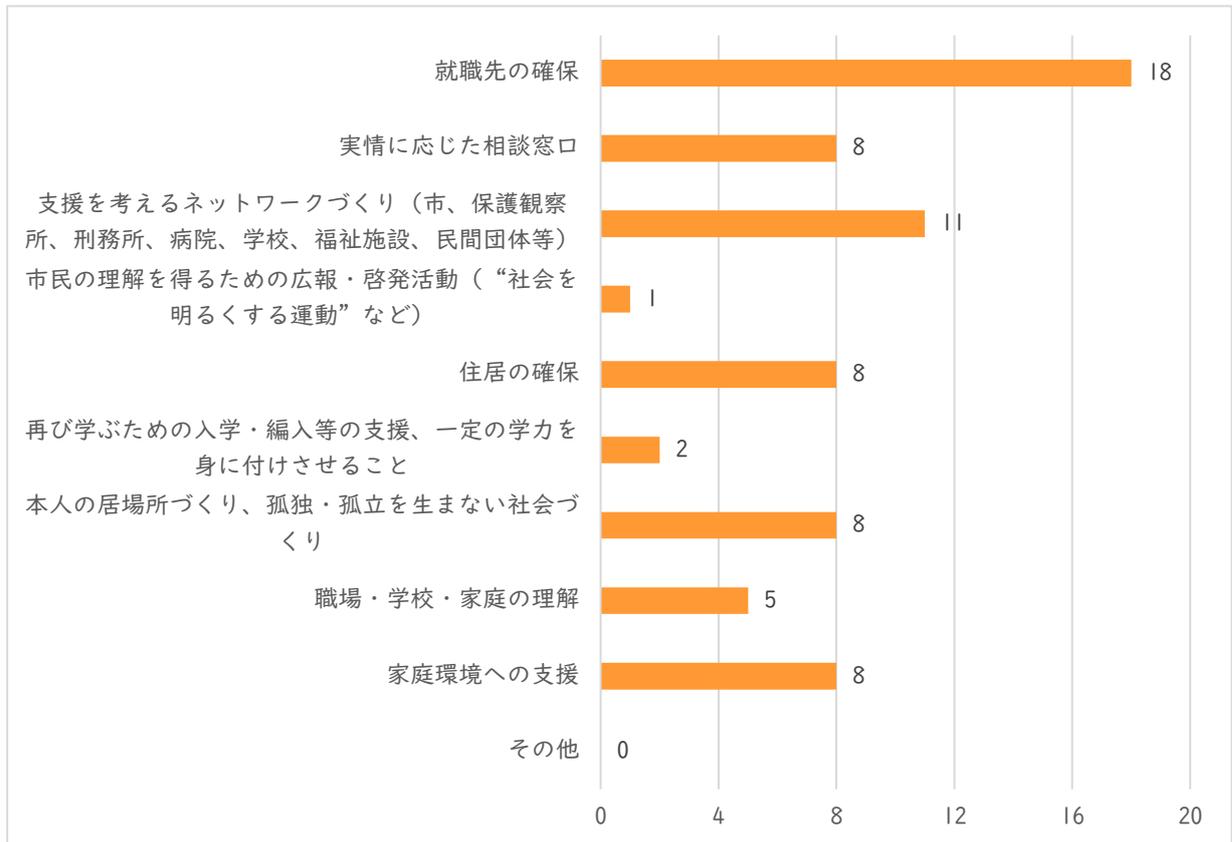
**問10 保護観察者対象者との面談において、困難を感じることは何ですか。（複数回答可）**



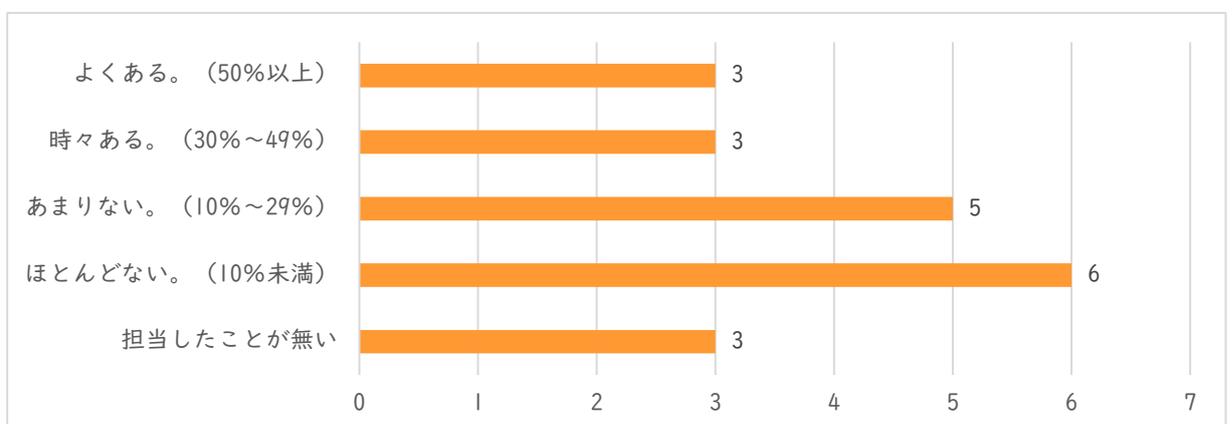
【その他】

- ◆対象者の状況が全て違うため
- ◆何らかの理由をつけて面接に来ない。

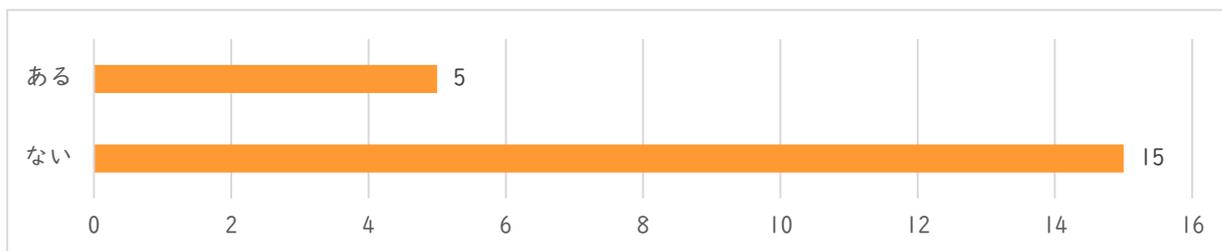
問 11 犯罪や非行をした人が再犯に至らないためには特にどのような支援が必要だと思いますか。（複数選択可）



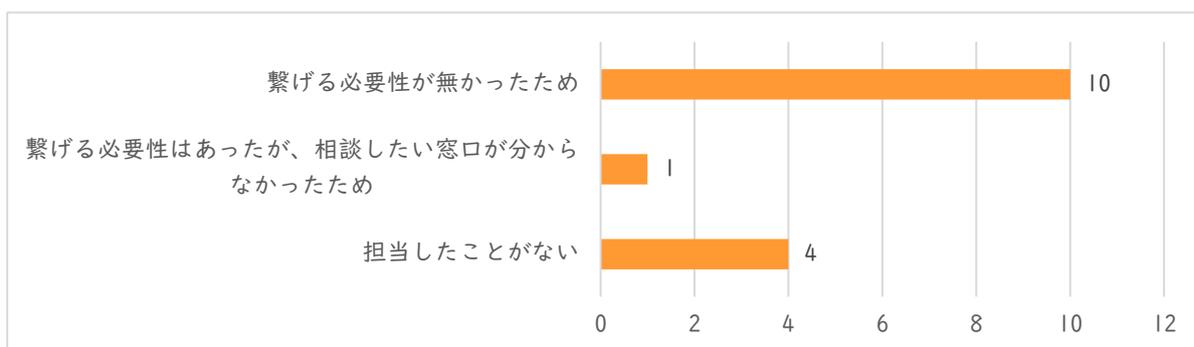
問 12 これまで担当された保護観察対象者を対象に、複数の課題（生活困窮、しょうがい、要介護、引きこもり、虐待等）が重なり、支援が非常に難しかった事例はありますか。（1つ選択）



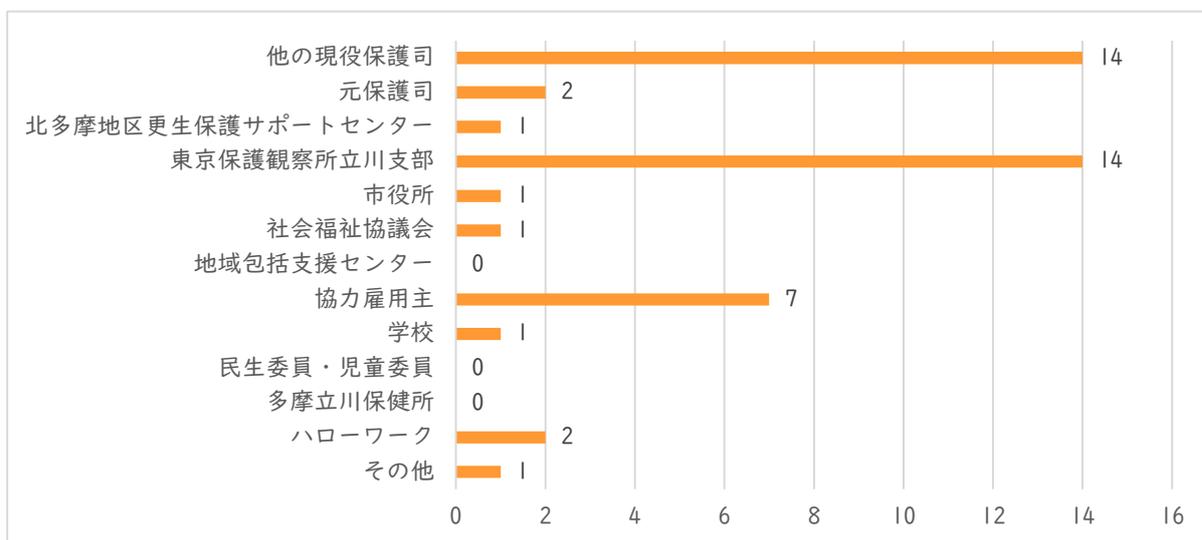
問 12-2 上記対象者を市の福祉窓口に繋げた事例はありますか。無い場合はその理由を教えてください。（1つ選択）



ないと答えた理由。



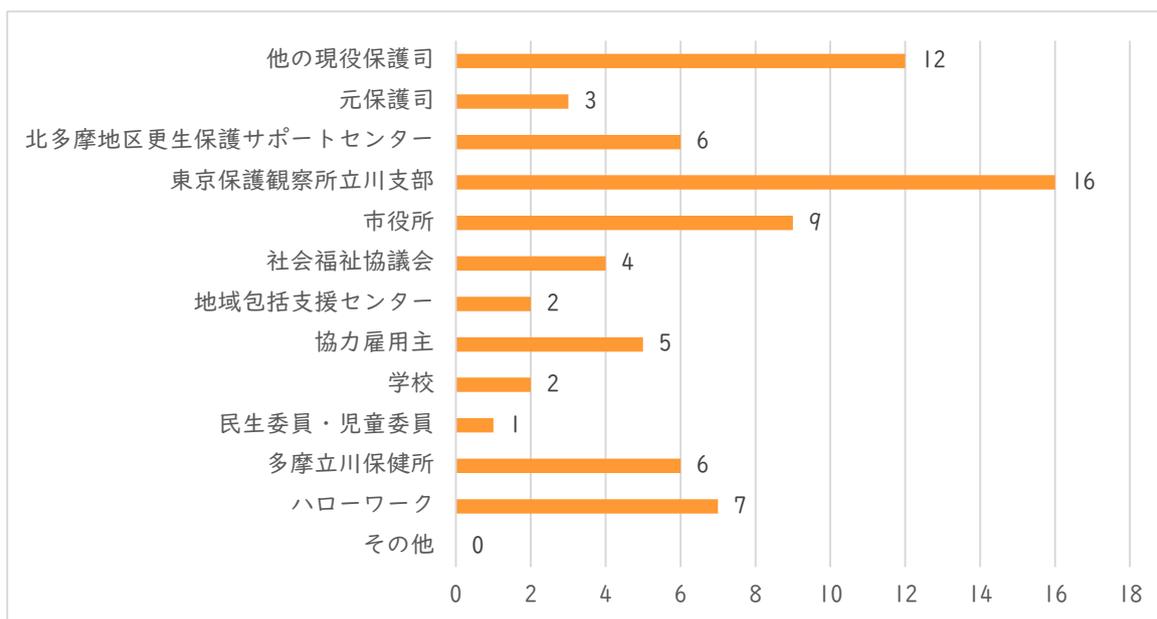
問 13 普段の活動の中で、相談したり協力を求めたりしておられるところがありますか。（複数回答可）



【その他】

◆特にない

**問 14 今後の活動の中で、相談や協力を求めたり、連携が必要であると思われるところがありますか。（複数回答可）**



**問 15 保護司活動に関して、市に対する要望等がありましたら、記述をお願いします。**

◆連携協力の強化

◆特になし

◆過去に保護観察を進める上で、家庭支援センター、福祉部のケースワーカー、見相、学校担任と連携することができ、役立った。たまたま知り合いの支援センター職員に連携の話を持ちかけると、その職員がすぐ行動し、実現した。今は福祉部の職員との距離が近くなり、相談しやすい環境になりつつあると思う。でも、人間関係の強弱は個人差がおおきく、それに左右されない相談窓口を作り保護司に紹介してほしい。

◆対象者の状況にもよるがどのようにどこと連携をとれば良いのかわからない。具体的にこんな時は、相談連携して欲しいとかのマニュアルがあればいいのかな。

◆改めて問われると、市が保護司活動や再犯防止に対し、どのような意図や目的を持っているかを理解していないことに気づきました。勉強不足を恥じると共に、市からも積極的なメッセージ発信があるとよいと感じました。

◆ケースとなる人を地域で見守る環境作りに協力してほしい

◆いつもご協力ありがとうございます。

- ◆ 一宿一飯の施設があっても良いかも？
- ◆ 現保護司は対象者の面接場所に種々苦勞しています。市が管理している市役所内や数多い諸施設に面接場所を確保していただきたい。今後新たな保護司を確保するうえで、自宅以外の面接場所があることが必要であり、最重要と考えます。至急、面接場所の確保をお願いします。

**問 16 再犯防止に関してご意見がありましたら、記述をお願いします。**

- ◆ 連携した就労支援
- ◆ 他機関との連携強化
- ◆ 犯罪を犯した理由が様々で個々に罪を償った者に、再犯をするなど説いても難しいと思います。しかし罪を償った者が社会の一員として生活するために必要な支援がなければ、生活が成り立ちません。どこにどのような者が生活しているのか把握して適切な見守り、支援が求められると思います。
- ◆ 出所者が、就労を通じて社会に居場所をつくることで生活が安定すれば、再犯防止に繋がり、社会全体の安心に繋がります。
- ◆ 私の担当した対象者の中の再犯者に関して述べると、オーバードーズが露見されないまま傷害罪で禁固刑をうけたもので、薬依存から抜けられず、罪状にないため観察所のプログラムを受講できず、他市の民間支援機関に相談した。保護観察の在り方も課題があるが、市役所でも支援機関につなげる対応をしてほしい。
- ◆ 対象者本人は、刑務所等には戻りたくないというが今後生活をする上で色々な問題を抱えている。どこを最優先に解決していけばいいのかで再犯を防げるとは思うがなかなか難しいのと解決出来ないまま保護観察期間が切れてしまう。それっきり連絡もとれず、再犯してないことを望むばかりです。
- ◆ 保護観察官を始めとする更生保護従事者の拡充
- ◆ 包容力のある地域社会への発展
- ◆ 保護司活動に更にご協力をいただければ幸いです。資金面も含め、人的ご協力をお願い申し上げます。
- ◆ 居住場所と稼げる職場が無ければまた再犯を繰り返すでしょう。
- ◆ 社明活動をはじめ、慣例にとられない再犯防止に繋がる実効性が高い活動をしたいと思います。

## 5 策定経過

年月日	内容
2024（令和6）年 6月21日	第1回再犯防止推進庁内連絡会 ・研修「地方公共団体と連携した再犯防止の推進について」（講師：東京保護観察所立川支部統括保護観察官） ・計画骨子について ・各課事業の棚卸調査について
7月～9月	関係機関・団体 <sup>30</sup> 及び庁内関係各課に意見聴取
9月13日	第2回再犯防止推進庁内連絡会 ・研修「東京都地域生活定着支援センターの概要と活動内容」（講師：東京都地域定着支援センター職員） ・計画案について
10月1日	再犯防止推進庁内連絡会視察研修 研修先：府中刑務所
10月11日	第3回再犯防止推進庁内連絡会 ・府中刑務所研修の振り返り ・計画素案について ・パブリックコメントの実施について
10月28日	庁議報告
11月	常任委員会報告（計画素案）
12月2日～23日	パブリックコメント
令和7（2024）年 1月	第4回再犯防止推進庁内連絡会（書面開催） ・パブリックコメントへの対応 ・最終計画（案）について
3月	庁議・計画決定

<sup>30</sup> 関係団体意見聴取先：保護司会、更生保護女性会、府中刑務所、北多摩西BBS会、更生保護法人くにたち安立

## 6 国立市再犯防止推進庁内連絡会 委員名簿

1	委員長	健康福祉部福祉総務課長	小鷹 学
2	副委員長	子ども家庭部児童青少年課長	畠山 雄一郎
3	委員	政策経営部市長室長	吉田 徳史
4	//	行政管理部防災安全課長	関 知介
5	//	健康福祉部生活福祉担当課長	左川 倫乙
6	//	健康福祉部しょうがいしゃ支援課長	長田 健
7	//	健康福祉部地域包括ケア推進担当課長	小山 茂孝
8	//	健康福祉部保健センター担当課長	加藤 尚子
9	//	子ども家庭部子育て支援課長	前田 佳美
10	//	教育部教育指導支援課長	荒西 岳広

### 【事務局】

1	健康福祉部福祉総務課地域福祉推進係	大出 健介
---	-------------------	-------

## 7 国立市再犯防止推進庁内連絡会設置要領

### (設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律(2016(平成28)年法律第104号)に基づき、本市における再犯防止の推進を図るため、国立市再犯防止推進庁内連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 連絡会は、次の各号に掲げる事項に関し、庁内の連絡および調整を図ることとする。

- (1) 再犯防止推進に関する施策および事業の実施に関すること。
- (2) 再犯防止推進計画の策定に関すること。
- (3) 再犯防止推進計画の進行管理および見直し等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、再犯防止推進に関する必要な事項

### (組織)

第3条 連絡会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、福祉総務課長とし、副委員長は児童青少年課長とする。

3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長が必要と認めるときは、連絡会に臨時の委員を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会議を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 前項の規定にもかかわらず、緊急その他やむを得ない事情のある場合は、文書その他の方法により、会議の議事を行うことができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、連絡会に関係職員又は関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 連絡会の事務局は、健康福祉部福祉総務課地域福祉推進係に置く。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、関連部署と協議の上、委員長が別に定める。

#### 付 則

この要領は、令和6年4月18日より施行する。

#### 別表I

委員長	健康福祉部福祉総務課長
副委員長	子ども家庭部児童青少年課長
委員	政策経営部市長室長
	行政管理部防災安全課長
	健康福祉部生活福祉担当課長
	健康福祉部しょうがいしゃ支援課長
	健康福祉部地域包括ケア推進担当課長
	健康福祉部保健センター担当課長
	子ども家庭部子育て支援課長
	教育部教育指導支援課長

## 8 施策と担当課一覧

施策と担当所管一覧		担当所管																	
各施策		福祉総務課	生活福祉担当課	しょうがいしゃ支援課	しょうがいしゃ就労支援センター	高齢者支援課	地域包括支援センター	保健センター	市長室	総務課	防災安全課	児童青少年課	子育て支援課	子ども家庭支援センター	まちなの振興課	教育指導支援課	総合教育センター	公民館	社会福祉協議会
基本 施策 1	子どもの見守り放送										●								
	青色防犯パトロール										●								
	市職員による防犯パトロール										●								
	くにたちメール										●								
	子ども基本条例制定事業											●							
	子育てアプリ											●							
	保護者と学校の連絡ツール「すぐーる」												●				●		
	セーフティ教室																●		
	高齢者見守りネットワーク事業						●												
	自動通話録音機の無償貸与										●								
	防犯灯の電気使用料補助										●								
	立川・国立暴力団追放協議会への参画										●								
	国立市防犯協会への活動支援										●								
	安心安全カメラの設置										●								
	ピーボクんの家											●							
空家等対策事業														●					
防犯ブザー貸与事業															●				
消費生活相談事業															●				
基本 施策 2	生活困窮者就労支援事業	●																	
	就労準備支援事業	●																	
	高齢者への就労支援	●																	
	被保護者自立促進事業(就労支援)	●																	
	被保護者就労支援事業	●																	
	しょうがいしゃ就労支援事業			●															
	ひとり親家庭高卒認定試験合格支援事業												●						
	住居確保給付金事業	●																	
	東京都宅地建物取引業協会 第11ブロック国分寺国立支部との連携事業	●																	
	居住支援事業【新規】	●																	
住宅費助成		●		●								●							
基本 施策 3	福祉総合相談事業	●																	
	重層的支援体制整備事業	●																	
	権利擁護支援推進事業	●																	
	ひまわり相談	●																	
	東京保護観察所 事業への参画	●																	
	しょうがいに関する総合相談			●															
	自立支援(精神通院)医療費助成			●															
	地域包括支援センター運営事業						●												
	認知症総合支援事業						●												
	健康づくり事業							●											
	女性相談支援事業								●										
	女性パーソナルサポート事業								●										
	くにたち男女平等参画ステーション パラソル相談窓口								●										
	くにたち権利擁護センター																		●
	コミュニティソーシャルワーカーによる伴走型支援事業																		●
	子ども総合相談窓口(くにサポ)													●					
	生活困窮者自立相談支援事業	●																	
生活保護事業	●																		
ひとり親家庭ホームヘルプサービス												●							
生活福祉資金の貸付																		●	
薬物乱用防止事業								●											
依存症相談や自助グループへの支援																		●	

施策と担当所管一覧		福祉総務課	生活福祉担当課	しょうがいしゃ支援課	しょうがいしゃ就労支援センター	高齢者支援課	地域包括支援センター	保健センター	市長室	総務課	防災安全課	児童青少年課	子育て支援課	子ども家庭支援センター	まちの振興課	教育指導支援課	総合教育センター	公民館	社会福祉協議会
	各施策																		
基本 施策 4	スクールカウンセラー															●			
	スクールソーシャルワーカー																●		
	セーフティ教室の実施【再掲】															●			
	子どもの学習・生活支援事業	●																	
	受験生チャレンジ支援貸付事業	●																	
	被保護者自立促進事業(次世代育成支援)	●																	
	就学援助事業															●			
	中高生学習支援LABO☆くにスタ																	●	
	日本語学習支援教室ひまわり																		●
	薬物乱用防止事業【再掲】							●											
基本 施策 5	青少年地区育成会事業											●							
	家庭教育学習会事業											●							
	地域活動支援センター		●																
	生活支援体制整備事業(くにたち福祉サポーター)						●												●
	介護予防・生活支援サービス事業 (住民主体による訪問型・通所型サービス)						●												
	放課後子ども教室(ほうかごキッズ)推進事業												●						
	青少年地区育成会事業【再掲】											●							
基本 施策 6	子どもの居場所づくり事業補助金											●							
	児童・生徒の多様な学びを伸ばす環境整備協議会											●							
	学校卒業後のしょうがいしゃの生涯学習の推進																	●	
	社会を明るくする運動	●																	
	人権に関する啓発イベントの実施								●									●	
	ジェンダー平等への啓発事業の推進								●										
	人権擁護委員							●											
	人権擁護委員							●											
	国立市防犯協会への活動支援【再掲】										●								
	基本 施策 7	保護司会・更生保護女性会等への事務支援	●																
面接時の行政施設の利用の促進		●								●					●				●
関係機関との連携会議の実施【新規】		●																	
更生保護施設との連携の推進【新規】		●																	
保護司会・保護観察所・地域生活定着支援センター等との連携【新規】		●																	
子ども家庭支援ネットワーク連絡会 (要保護児童対策地域協議会)														●					
市職員に向けた更生保護活動、 再犯防止推進に関する研修の実施【新規】		●																	
更生保護施設における研修への参加	●																		